

令和3年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課

目 次

I 公共用水域水質測定計画

1	目 的	1
2	測定機関	1
3	測定地点	1
4	測定項目	1
5	測定方法	2
6	測定回数	2
7	測定機関	2
8	測定結果報告	2
9	公 表	2
10	そ の 他	2
	令和2年度 公共用水域水質測定計画概要	3
	令和2年度 公共用水域水質測定計画総括表	4
	別表1 令和2年度公共用水域水質測定計画	8
	(1) 伊豆水域(河川、湖沼)	8
	(2) 伊豆沿岸水域(海域)	8
	(3) 鮎沢川水域(河川)	10
	(4) 狩野川水域(河川)	10
	(5) 田子の浦水域(河川)	12
	(6) 富士川水域(河川、湖沼)	14
	(7) 奥駿河湾水域(河川)	14
	(8) 奥駿河湾水域(海域)	16
	(9) 西駿河湾水域(海域)	18
	(10) 静岡水域(河川)	18
	(11) 志太水域(河川)	20
	(12) 大井川水域(河川)	20
	(13) 榛南小笠水域(河川)	22
	(14) 太田川水域(河川)	22
	(15) 天竜川水域(河川、湖沼)	24
	(16) 馬込川水域(河川)	24
	(17) 浜名湖水域(河川、湖沼、海域)	26
	(18) 梅田川水域(河川)	28
	(19) 遠州灘水域(海域)	28
	別 図 公共用水域水域別測定地点	30
	別表2 公共用水域水質測定方法等	53
	別表3 公共用水域水質測定結果表	54
	参考資料	55

II 地下水の水質測定計画

1	目 的	67
2	測定期間	67
3	測定地点	67
4	測定項目	68
5	測定方法	68
6	測定回数	68
7	測定機関	68
8	測定結果報告	68
9	公 表	68
10	そ の 他	68
	令和2年度地下水の水質測定計画総括表	69
	別表1 令和2年度地下水の水質測定計画	72
	(1) 環境モニタリング	72
	(2) 定点モニタリング	74
	別表2 地下水の水質測定方法等	77
	別表3 地下水の水質測定結果表	78

I 公共用水域水質測定計画

令和3年度 公共用水域水質測定計画

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項及び第2項の規定により、静岡県の区域に属する公共用水域の水質の状況を測定するため、必要な事項を定めたものである。

2 測定期間

令和3年4月から令和4年3月まで

3 測定地点

測定地点は、別表1に記載されている地点とする。

河川、湖沼、海域別の測定地点数は、次のとおりである。

区 分	河川等数	測定地点数			
		環境基準地点数	補助地点数	その他	合 計
河 川	76	64	16	38	118
湖 沼	4	2	1	2	5
海 域	5	54	4	0	58
計	85	120	21	40	181

4 測定項目

(1) 各測定地点における測定項目は、次の項目の中から水域の特性に応じて選定する。

区 分	項目名
生活環境項目	pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、全窒素、全リン、全亜鉛、ニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、底層DO
健康項目	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジオキサン
特殊項目	銅、クロム
その他の項目	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、リン酸性リン、塩素イオン

(2) 流量観測は、原則として採水時に採水地点において測定する。ただし、流量観測が困難な水域については、他の公共機関で行っている流量測定値をもって替えることができる。

5 測定方法

(1) 採水時期

採水日前、晴天が続き、水質状態が安定している日を選んで採水する。

(2) 採水部位

河川については、原則として流心とする。

海域及び湖沼については、別表 1 の各水域ごとに記載されている部位とする。

(3) 測定方法

原則として別表 2 に掲げる方法によるものとする。

6 測定回数

別表 1 に記載されている回数を測定する。

7 測定機関

別表 1 に記載されている調査担当機関とする。

8 測定結果報告

測定結果の報告は、別表 3 の様式により翌月 20 日までに静岡県知事へ報告するものとする。

ただし、健康項目について、水質環境基準を超える測定結果が得られたときは、速やかに静岡県知事に連絡するものとする。

9 公表

水質汚濁防止法第 17 条の規定により、測定結果は、年 1 回以上公表するものとする。

10 その他

この計画に定めのない事項については、各測定機関が協議の上、別に定めるものとする。

令和3年度 公共用水域水質測定計画概要

1 測定地点及び測定項目について

19 水域、181 地点で測定し、延数は生活環境項目 11,824、健康項目 5,438、特殊項目 377、その他項目 4,857、合計 22,496 項目である。

() は県実施分

年 度	令和3年度	令和2年度	増減	
水 域 数	19 (15)	19 (15)	0 (0)	
測 定 地 点 数	181 (97)	180 (96)	1 (1)	
項 目 数	生活環境項目	11,824 (4,555)	11,814 (4,549)	10 (6)
	健 康 項 目	5,438 (1,578)	5,475 (1,568)	△37 (10)
	特 殊 項 目	377 (136)	375 (134)	2 (2)
	そ の 他 項 目	4,857 (2,188)	4,857 (2,188)	0 (0)
	合 計	22,496 (8,457)	22,521 (8,439)	△25 (18)

<参考>測定機関ごとの測定地点及び測定項目

測 定 機 関	国土交通省	静岡県	静岡市	浜松市	沼津市	富士市	合計	
水 域 数	6	15	4	4	4	2	19	
測 定 地 点 数	24	97	16	26	5	20	181	
項 目 数	生活環境項目	2,094	4,555	1,102	2,120	218	1,735	11,824
	健 康 項 目	682	1,578	720	1,592	184	682	5,438
	特 殊 項 目	57	136	60	88	12	24	377
	そ の 他 項 目	384	2,188	196	1,580	64	445	4,857
	合 計	3,217	8,457	2,078	5,380	478	2,886	22,496

2 令和2年度計画からの変更点

- 国土交通省が、富士川北松野の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の測定を年2回から1回にする。
- 国土交通省が、富士川富士川橋のカドミウム、全シアン、六価クロム、総水銀、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ及びベンゼンの測定を年2回から1回にし、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の測定を年6回から2回にする。
- 浜松市が、佐鳴湖出口拓希橋における大腸菌群数の測定を、新たに年4回実施する。
- 富士市が、潤井川前田橋及び沼川沼川新橋における、カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素及び総水銀の測定を年4回から2回にする。
- 静岡県が、測定地点として柿木川小尻梨橋を新たに追加し、pH、SS、鉛、カドミウム及びふっ素の測定を年4回実施する。
- 静岡県が、奥駿河湾水域（海域）における全亜鉛の測定を年2回から1回にする。
- 静岡県が、瀬戸川勝草橋におけるジクロロメタンの測定を年2回から1回にする。
- 静岡県が、大幡川末端におけるジクロロメタンの測定を年2回から1回にし、クロムの測定を、新たに年2回実施する。
- 静岡県が、敷地川向笠2号橋及び逆川逆川橋でのLASの測定を年1回から2回にする。
- 静岡県が、横須賀川末端の全亜鉛の測定を年2回から4回にし、LASの測定を年1回から2回にする。

令和3年度 公共用水域水質測定計画総括表

番号	水域名	測定地点数	年間延採水回数				項目数					調査担当機関
			通年	通日	一般	合計	生活環境項目	健康項目	特殊項目	その他の項目	合計	
1	伊豆水域 (河川、湖沼)	11	72	-	24	96	457	192	24	152	825	静岡県
2	伊豆沿岸水域 (海域)	11	-	-	134	134	436	-	-	132	568	静岡県 沼津市
3	鮎沢川水域 (河川)	2	24	-	-	24	108	35	4	28	175	静岡県
4	狩野川水域 (河川)	14	156	-	12	168	951	332	22	197	1,502	国土交通省 静岡県
5	田子の浦水域 (河川)	13	156	13	-	169	878	576	12	221	1,687	静岡県 沼津市 富士市
6	富士川水域 (河川、湖沼)	5	48	-	8	56	342	98	15	108	563	国土交通省 静岡県
7	奥駿河湾水域 (河川)	10	-	-	66	66	570	440	32	102	1,144	静岡県 沼津市
8	奥駿河湾水域 (海域)	18	72	-	282	354	1,373	297	28	376	2,074	静岡県 沼津市 富士市
9	西駿河湾水域 (海域)	11	-	-	148	148	585	205	20	152	962	静岡県 静岡市
10	静岡水域 (河川)	6	36	-	22	58	469	250	20	80	819	国土交通省 静岡市
11	志太水域 (河川)	8	72	-	8	80	361	232	16	112	721	静岡県
12	大井川水域 (河川)	5	36	-	8	44	269	133	12	52	466	国土交通省 静岡県
13	榛南小笠水域 (河川)	13	120	-	18	138	746	334	32	157	1,269	国土交通省 静岡県
14	太田川水域 (河川)	10	84	-	12	96	437	198	24	120	779	静岡県
15	天竜川水域 (河川、湖沼)	8	48	-	18	66	466	367	28	144	1,005	国土交通省 浜松市
16	馬込川水域 (河川)	3	24	-	6	30	200	198	12	66	476	浜松市
17	浜名湖水域 (河川、湖沼、海域)	26	576	-	42	618	2,914	1,449	64	2,570	6,997	静岡県 浜松市
18	梅田川水域 (河川)	1	-	-	4	4	24	29	4	8	65	静岡県
19	遠州灘水域 (海域)	6	-	-	72	72	238	73	8	80	399	静岡県 浜松市
合計		181	1,524	13	884	2,421	11,824	5,438	377	4,857	22,496	

河川、海域、湖沼における通年調査、一般調査、通日調査は次の測定回数、測定頻度とする。

河川

通年調査	年12回	毎月1回1日1回採水
	年24回	毎月1回1日2回採水
一般調査	年8回	1日1回採水
	年6回	1日1回採水
	年4回	1日1回採水
通日調査	年1回	2時間間隔1日13回採水

海域

通年調査	年12回	毎月1回1日1回採水（2層、3層、4層、6層）
一般調査	年4回	1日1回採水（3層、4層）

湖沼

通年調査	年12回	毎月1回1日1回採水
	年12回	毎月1回1日1回採水（2層）
一般調査	年4回	1日1回採水（2層）

別表1 令和3年度公共用水域水質測定計画

(1) 伊豆水域		(河川、湖沼)		1 日 当 り 採 水 回 数	環境基準項目											健康																
地 点 番 号	測定地点名	環境基準 類型	採 水 部 位		生		活		S	環		境		全	全	全	ノ ニ ル フ エ ノ ー ル	L	底 層	小計	カ ド ミ ウ ム	全 シ ア ン	六 価 鉛 ム	砒 素	総 水 銀	ア ル キ ル 水 銀	P C	ジ ク ロ ロ メ タ ン	四 塩 化 炭 素	1, 2 ジ ク ロ ロ エ タ ン	1, 1 ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	
					H	O	D	D		S	数	素	燐																			鉛
1	伊東大川 八代田橋	A	流心	1	12	12	12	12							1	1	1	51														
2	" 渚 橋	B	流心	1	12	12	12	12		2	2		1	1	1		55	2	2	2	2					1	1	1	1	1	1	
3	河津川 館 橋	A	流心	1	12	12	12	12		2	2		1	1	1		55	2	2	2	2					1	1	1	1	1	1	
4	稲生沢川 新下田橋	A	流心	1	12	12	12	12		2	2		1	1	1		55	2	2	2	2					1	1	1	1	1	1	
5	" 落合浄水場	(A)	流心	1	4	4	4	4								1	17															
6	青野川 加畑橋	A	流心	1	12	12	12	12		2	2		1	1	1		55	2	2	2	2					1	1	1	1	1	1	
180	" 石井橋	(A)	流心	1	4	4	4	4								1	17															
7	宇久須川 末端		流心	1	4	4	4	4		2	2		1	1	1		23	2	2	2	2					1	1	1	1	1	1	
184	白田川 しらなみ橋	A	流心	1	12	12	12	12		2	2		1	1	1		55	2	2	2	2					1	1	1	1	1	1	
185	" 落合橋	(A)	流心	1	4	4	4	4								1	17															
157	一碧湖 湖心		2層	1	8	8	8	8	8	8	8					1	57															
小計(11測点)					96	96	96	8	96	20	20		7	7	11		457	12	12	10	12					6	6	6	6	6	6	

(注) 1 採水位置の2層は、表層-0.5m、下層-2.0mを示す。
2 環境基準類型のカッコは、補助地点を示す。

(2) 伊豆沿岸水域		(海域)		1 日 当 り 採 水 回 数	環境基準項目											健康																
地 点 番 号	測定地点名	環境基準 類型	採 水 部 位		生		活		S	環		境		全	全	全	ノ ニ ル フ エ ノ ー ル	L	底 層	小計	カ ド ミ ウ ム	全 シ ア ン	六 価 鉛 ム	砒 素	総 水 銀	ア ル キ ル 水 銀	P C	ジ ク ロ ロ メ タ ン	四 塩 化 炭 素	1, 2 ジ ク ロ ロ エ タ ン	1, 1 ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	
					H	O	D	D		S	数	素	燐																			鉛
8	神奈川県境沖	A	3層	1	12	12	12	12							1	1	1	39														
9	熱海港港中央	A	3層	1	12	12	12	12		2			1	1	1		41															
10	網代漁港港中央	A	3層	1	12	12	12	12					1	1	1		39															
11	網代漁港沖	A	3層	1	12	12	12	12					1	1	1		39															
12	伊東港港中央	A	3層	1	12	12	12	12					1	1	1		39															
13	稲取漁港港中央	A	3層	1	12	12	12	12					1	1	1		39															
14	下田港港中央	A	3層	1	12	12	12	12		2			1	1	1		41															
15	妻良漁港港中央	A	3層	1	12	12	12	12					1	1	1		39															
16	松崎港港中央	A	3層	1	12	12	12	12		2			1	1	1		41															
17	土肥港港中央	A	3層	1	12	12	12	12					1	1	1		39															
18	戸田漁港港中央	A	4層	1	12	12	12	12					2			2	40															
小計(11測点)					132	132	132	6	132	6			12	10	10	2	436															

(注) 1 採水部位の3層は、表層-0.5m、中層-2.0m、下層-5.0m。4層は、表層-0.5m、中層-2.0m、下層-5.0m、底層を示す。
2 大腸菌群数、全亜鉛、ノニルフェノール、LASは表層で、他の項目は3層で測定する。

項														目特殊項目			その他の項目					合計	調査担当機関及び年間採水回数						
シス	1, 1, 2	1, 1, 2	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 3ジクロロプロペン	チウマラジ	シマラジ	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1, 4-ジオキサ	小計	銅	クロム	小計	アンモニア性窒素	亜硝酸性窒素	硝酸性窒素			燐酸性燐	塩素イオン	小計	合計	調査担当機関及び年間採水回数	
																							12	12	63	静岡県			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	31	2	2	4		2	2		12	16	106	静岡県		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	31	2	2	4		2	2		12	16	106	静岡県		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	31	2	2	4		2	2		12	16	106	静岡県		
																							4	4	21	静岡県			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	31	2	2	4		2	2		12	16	106	静岡県		
																							4	4	21	静岡県			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	29	2	2	4		2	2		4	8	64	静岡県		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	31	2	2	4		2	2		12	16	106	静岡県		
																							4	4	21	静岡県			
											8					8				8	8	8	8	8	40	105	静岡県		
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	12	20	12	12	6	192	12	12	24		8	20	20	8	96	152	825	96	回

項														目特殊項目			その他の項目					合計	調査担当機関及び年間採水回数				
シス	1, 1, 2	1, 1, 2	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 3ジクロロプロペン	チウマラジ	シマラジ	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1, 4-ジオキサ	小計	銅	クロム	小計	アンモニア性窒素	亜硝酸性窒素	硝酸性窒素			燐酸性燐	塩素イオン	小計	合計
																							12	12	51	静岡県	
																							12	12	53	静岡県	
																							12	12	51	静岡県	
																							12	12	51	静岡県	
																							12	12	51	静岡県	
																							12	12	51	静岡県	
																							12	12	51	静岡県	
																							12	12	51	静岡県	
																							12	12	51	静岡県	
																							12	12	51	静岡県	
																							12	12	52	沼津市	
																							132	132	568	134	回

(5) 田子の浦水域 (河川)

地点番号	測定地点名	環境基準類型	採水部	1日当り採水回数	生活環境項目											健康														
					P		D		B		C		S		大腸菌群	全窒素	全リン	全フエノール	L底層	カドミウム	全鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2ジクロロエタン	1,1ジクロロエチレン
					H	O	D	D	S	数	素	燐	鉛	ル	S	O	小計	μ	ン	μ	素	銀	銀	B	ン	素	ン	ン	ン	ン
166	潤井川 くすのき橋	A	流心	1	12	12	12	12	12				1	1	1	51										1	1	1	1	
32	" 富鷹橋	(A)	流心	1	12	12	12	12	12	2			2	2	2	68									2	2	2	2		
188	" 前田橋	A	流心	1	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	72	2	2	2	2	2	2			2	2	2	2		
34	田子江川 末端		流心	1	12	12	12	12	12		2	2				64	1	1	1	1	1	1			2	2	2	2		
35	和田川 新和田川橋		流心	1	12	12	12	12	12		2	2				64	1	1	1	1	1	1			2	2	2	2		
36	岳南排水路 沼川吐口		流心	1	12	12	12	12	12		2	2				52	2	2	2	2	2	2			2	2	2	2		
37	" 4号管末端マンホール		流心	1	12	12	12	12	12		2	2				52	2	2	2	2	2	2			2	2	2	2		
38	" 5号管末端マンホール		流心	1	12	12	12	12	12		2	2				52	2	2	2	2	2	2			2	2	2	2		
39	沼川 井出六橋	C	流心	1	12	12	12	12	12		2	2	2	2	2	70	2	2	2	2	2	2			2	2	2	2		
40	" 清勇橋	(D)	流心	1	12	12	12	12	12	2			2	2	2	68									2	2	2	2		
41	" 沼川新橋	D	流心	1	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	72	2	2	2	2	2	2			2	2	2	2		
42	小潤井川 末端		流心	1	12	12	12	12	12		2	2				64	1	1	1	1	1	1			2	2	2	2		
43	早川 末端		流心	1	12	12	12	12	12		2	2				64	1	1	1	1	1	1			2	2	2	2		
通日	沼川 沼川新橋	D	流心	13	13	13	13	13	13							65														
	小計(13測点)				169	169	133	157	169	8	20	20	11	11	11	878	16	16	16	16	16	16			25	25	25	25		

(注) 環境基準類型のカッコは、補助地点を示す。

項													目特殊項			目その他の項目					調査担当機関及び年間採水回数						
シス	1, 1,	1, 1,	トリ	テト	1, 3	チウ	シマ	チオ	ベ	セ	硝酸	ふ	ほ	1,	小計	銅	ク	小計	ア	亜		硝	燐	塩	小計	合計	
1,	1,	1,	ク	ラ	ジ	ム	ン	ン	ン	ン	性	素	素	4				ン	モ	酸	酸	素	素				
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	24					2	2			12	16	91	静岡県
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	38					2	2			12	16	122	富士市
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	50	2	2	4		2	2			12	16	142	富士市
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	44					2	2			12	16	124	富士市
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	44					2	2			12	16	124	富士市
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	50					2	2			12	16	118	富士市
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	50					2	2			12	16	118	富士市
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	50	2	2	4		2	2			12	16	140	沼津市
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	38					2	2			12	16	122	富士市
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	50	2	2	4		2	2			12	16	142	富士市
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	44					2	2			12	16	124	富士市
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	44					2	2			12	16	124	富士市
																								13	13	78	富士市
25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	26	26	26	26	576	6	6	12		26	26			169	221	1,687	169 回

(6) 富士川水域

(河川、湖沼)

地点番号	測定地点名	環境基準類型	採水回数	1日当り採水回数	生活環境項目													健康																				
					P		D		B		C		S		大腸菌群		全窒素		全燐		全鉛		ノニルフェノール		L底層		小計	カドミウム	全鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン
					H	O	D	D	S	数	素	燐	鉛	ル	S	O	μ	ン	μ	素	銀	銀	B	ン	素	ン												
44	富士川 北松野	(A)	流心	1	12	12	12	2	12	4	4	4	12										74			1												
45	" 富士川橋	A	流心	1	12	12	12	3	12	12	12	12	12	2	4								105	1	1	2	1	2	1		1	1	1	1	1	1		
167	芝川 横手沢橋	AA	流心	1	12	12	12		12					1	1	1						51																
168	" 芝富橋	AA	流心	1	12	12	12		12					2	2	1	1	1				55	2		2		2	2					1	1	1	1		
158	田貫湖 湖心		2層	1	8	8	8	8	8	8	8	8										57																
小計(5測点)					56	56	56	13	56	16	26	26	26	4	7								342	3	1	5	1	4	3		1	3	3	3	3	3		

(注) 1 採水部位の2層は、表層-0.5m、下層-2.0mを示す。

2 環境基準類型のカッコは、補助地点を示す。

(7) 奥駿河湾水域

(河川)

地点番号	測定地点名	環境基準類型	採水回数	1日当り採水回数	生活環境項目													健康																				
					P		D		B		C		S		大腸菌群		全窒素		全燐		全鉛		ノニルフェノール		L底層		小計	カドミウム	全鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン
					H	O	D	D	S	数	素	燐	鉛	ル	S	O	μ	ン	μ	素	銀	銀	B	ン	素	ン												
186	巴川 巴大橋	(C)	流心	1	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2							58	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2			
48	" 区境巴川橋	C	流心	1	8	8	8	8	8	8	8	8	8	2	2							76	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2			
49	" 港橋	C	流心	1	8	8	8	8	8	8	8	8	8	2	2							76	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2			
50	庵原川 庵原川橋		流心	1	6	6	6	6	6	6	6	6	6									54	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2			
51	興津川 八幡橋	AA	流心	1	8	8	8	8	8	8	8	8	8	2	2							76	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2			
52	" 浦安橋	B	流心	1	8	8	8	8	8	8	8	8	8	2	2							76	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2			
53	由比川 由比川末端		流心	1	6	6	6	6	6	6	6	6	6									54	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2			
183	" 入山橋		流心	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4									36																
54	新中川 間門橋		流心	1	6	6	6	6	6	2	2	2	2	2	2							34	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2			
55	塚田川 せせらぎ橋		流心	1	6	6	6	6	6	2	2	2	2									30					2				2	2	2	2				
小計(10測点)					66	66	66	54	66	54	58	58	58	12	12								570	16	16	16	16	18	16		18	18	18	18	18	18		

(注) 1 環境基準類型のカッコは、補助地点を示す。

2 平成14年度から地点番号50の測定地点を、一葉橋から庵原川橋に変更した。(河川改修工事により採水地点として不適当となったため)

項													目特殊項目				その他の項目					合計	調査担当機関及び年間採水回数			
シス1, 2	1, 1	1, 1	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 3ジクロロプロペン	チウマジン	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1, 4-ジオキサ	小計	銅	クロム	小計	アンモニア性窒素	亜硝酸性窒素	硝酸性窒素			燐酸性燐	塩素イオン	小計
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	4	4	4	7	1	2	2			5	87	国土交通省
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	32	5	2	7	7	6	6	12		31	175	国土交通省
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	23					2	2		12	16	90	静岡県
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	31	2	2	4		2	2		12	16	106	静岡県
										8					8				8	8	8	8	8	40	105	静岡県
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	6	15	7	7	3	98	11	4	15	16	20	20	20	32	108	563	56回

項													目特殊項目				その他の項目					合計	調査担当機関及び年間採水回数				
シス1, 2	1, 1	1, 1	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 3ジクロロプロペン	チウマジン	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1, 4-ジオキサ	小計	銅	クロム	小計	アンモニア性窒素	亜硝酸性窒素	硝酸性窒素			燐酸性燐	塩素イオン	小計	合計
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	50	2	2	4		2	2		6	10	122	静岡市	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	50	2	2	4		2	2		8	12	142	静岡市	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	50	2	2	4		2	2		8	12	142	静岡市	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	50	2	2	4		2	2		6	10	118	静岡市	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	50	2	2	4		2	2		8	12	142	静岡市	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	50	2	2	4		2	2		8	12	142	静岡市	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	50	2	2	4		2	2		6	10	118	静岡市	
																							4	4	40		静岡市
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	50	2	2	4		2	2		6	10	98	沼津市	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	40					2	2		6	10	80	沼津市	
18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	440	16	16	32		18	18		66	102	1,144	66回	

(8) 奥駿河湾水域 (海城)

地点番号	測定地点名	環境基準種類	採水部	1日当り採水回数	生活環境項目											健康																				
					生		活		環		境		全		全		全		ノ		L		底		小計	カドミウム	全鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン
					P	D	B	C	S	大腸菌群	全素	全燐	全鉛	全ニルフェノール	L	S	O	カドミウム	全鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P												
56	江尻埠頭沖	B	4層	1	12	12	12	12	12	12	12	2	1	1	1	4	78	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
57	富士川沖	A	3層	1	12	12	12					1	1	1		39																				
58	由比川沖	A	3層	1	12	12	12					1	1	1		39																				
59	I. B. P	A	3層	1	12	12	12					1	1	1		39	2		2	2	2	2	2					1	1	1	1	1				
60	C水城田子の浦港 1	C	3層	1	36	36	36	36				2				146	2	2	2	2	2	2	2				2	2	2	2	2	2				
61	C水城田子の浦港 2	C	3層	1	36	36	36	36				2				146	2	2	2	2	2	2	2				2	2	2	2	2	2				
62	C水城田子の浦港 3	C	3層	1	24	24	24	24				2				98																				
63	B水城田子の浦地先 1	B	3層	1	24	24	24	24				2				98																				
64	B水城田子の浦地先 2	B	3層	1	24	24	24	24				2				98	2		2	2	2	2					2	2	2	2	2	2				
65	B水城田子の浦地先 3	B	3層	1	24	24	24	24				2				98																				
66	A水城田子の浦地先 1	A	3層	1	24	24	24	24				2				98																				
67	A水城田子の浦地先 2	A	3層	1	24	24	24	24				2				98	2		2	2	2	2					2	2	2	2	2	2				
68	A水城田子の浦地先 3	A	3層	1	24	24	24	24				2				98																				
69	田子の浦沖	A	3層	1	12	12	12					1	1	1		39																				
70	原町沖	A	3層	1	12	12	12					1	1	1		39																				
71	志下沖	A	3層	1	12	12	12					1	1	1		39																				
72	狩野川 河口沖	A	3層	1	12	12	12					1	1	1		39																				
73	沼津新港 前面海城	B	4層	1	12	12	12					2	2	2	2	44	2		2	2	2	2	2				2	2	2	2	2	2				
小計 (18地点)					348	348	348	252	12	12	29	9	9	6	1,373	14	4	14	14	10	14	4	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13			

- (注) 1 採水部位の3層は、表層-0.5m、中層-2.0m、下層-5.0m。4層は、表層-0.5m、中層-2.0m、下層-5.0m、底層を示す。
 2 生活環境項目（全亜鉛、ノニルフェノール、LASを除く）及び塩素イオンは3層で、他の項目は表層で測定する。
 3 平成17年度から地点番号56の測定地点をホーネン沖（清水船だまり沖）から江尻埠頭沖に変更した。

(9) 西駿河湾水域 (海域)

地点番号	測定地点名	環境基準種類	採水回数	1日当り採水回数	生活環境項目													健康																													
					P		D		B		C		S		大腸菌		全素		全燐		全鉛		ノニルフェノール		L底層		小計	カドミウム		鉛		六価クロム		砒素		総銀		アルキル水銀		P		ジクロロメタン		四塩化炭素		1,1-ジクロロエチレン	
					H	O	D	D	S	数	素	燐	鉛	ル	S	O	μ	ン	μ	素	銀	銀	B	ン	素	ン		ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン								
74	久能沖	A	4層	1	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	4	4	78	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						
75	高松沖	A	4層	1	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	4	4	78	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						
76	石部沖	A	4層	1	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	4	4	78	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						
77	焼津漁港沖	A	3層	1	12	12	12	12	12	12	12	12	1	1	1	1	39	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						
78	瓶山川沖	A	3層	1	12	12	12	12	12	12	12	12	1	1	1	1	39	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
79	用宗漁港 港中央	B	4層	1	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	4	4	78	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
80	焼津漁港焼津地区港中央	B	3層	1	12	12	12	12	12	12	12	12	1	1	1	1	39	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
81	焼津漁港小川地区港中央	B	3層	1	12	12	12	12	12	12	12	12	1	1	1	1	39	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
82	大井川港 港中央	B	3層	1	12	12	12	12	12	12	12	12	1	1	1	1	39	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
83	勝間田川沖	A	3層	1	12	12	12	12	12	12	12	12	1	1	1	1	39	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
84	御前崎港 港中央	A	3層	1	12	12	12	12	12	12	12	12	1	1	1	1	39	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
小計(11測点)																	585	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10					

(注) 1 採水部位の3層は、表層-0.5m、中層-2.0m、下層-5.0m。4層は、表層-0.5m、中層-2.0m、下層-5.0m、底層を示す。

2 生活環境項目(全亜鉛、ノニルフェノール、LASを除く)及び塩素イオンは3層で、他の項目は表層で測定する。

(10) 静岡水域 (河川)

地点番号	測定地点名	環境基準種類	採水回数	1日当り採水回数	生活環境項目													健康																													
					P		D		B		C		S		大腸菌		全素		全燐		全鉛		ノニルフェノール		L底層		小計	カドミウム		鉛		六価クロム		砒素		総銀		アルキル水銀		P		ジクロロメタン		四塩化炭素		1,1-ジクロロエチレン	
					H	O	D	D	S	数	素	燐	鉛	ル	S	O	μ	ン	μ	素	銀	銀	B	ン	素	ン		ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン						
85	安倍川 曙橋	AA	流心	1	12	12	12	4	12	12	4	4	4	4	12	4	4	92	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
86	薬科川 牧ヶ谷橋	AA	流心	1	12	12	12	1	12	12	2	2	12	4	4	4	85	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
87	安倍川 安倍川橋	AA	流心	1	12	12	12	1	12	12	1	4	12	4	4	4	86	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
89	浜川 浜川新橋	C	流心	1	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	2	2	76	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
90	丸子川 ペったん橋	C	流心	1	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	2	2	76	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
91	小坂川 150号新小坂川橋		流心	1	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	54	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
小計(6測点)																		469	9	9	12	9	10	9	3	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9					

(15) 天竜川水域

(河川、湖沼)

地 点 番 号	測定地点名	環境基準 種類	採 水 部 回	1 日 当 り 採 水 回 数	生 活 環 境 項 目													健 康																					
					P		D		B		C		S		大		全		全		全		ノ		L		底		カ	全	六	砒	総	ア	P	ジ	四	1	1
					H	O	D	D	S	数	素	燐	鉛	ル	S	O	ム	ン	ム	素	銀	銀	B	ン	素	ン	ン	ン											
187	佐久間ダム貯水池ダムサイト	A	表層	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	116	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4		
120	秋葉ダム発電第2取水口	(AA)	流心	1	12	4	12	1	12	4	1	4	4	1	4	4	1	4	4	4	4	4	54			2	2												
121	天竜川 鹿島橋	AA	流心	1	12	12	12	1	12	12	1	4	12	4	4	1	4	12	4	4	4	4	86	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
122	" 掛塚橋	AA	流心	1	12	12	12		12	12			12	4	4		12	4	4	4	4	80	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
123	気田川 気田川橋		流心	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	4	4	2	4	4	4	4	30	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
124	阿多古川 平田大橋		流心	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	4	4	2	4	4	4	4	30	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
125	二俣川 双竜橋		流心	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	4	4	2	4	4	4	4	30	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
126	安間川 老間橋		流心	1	6	6	6	6	6	6	6	4	4	2	4	4	2	4	4	4	4	40	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
小計(8測点)					66	58	66	32	66	40	30	36	48	12	12		466	14	14	18	14	18	14							3	14	14	14	14	14				

(注) 1 環境基準類型のカッコは、補助地点を示す。

2 全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型 水域名:佐久間ダム貯水池(佐久間湖)、類型:湖沼IV、測定地点名:佐久間ダム貯水池ダムサイト

3 平成21年度から気田川、阿多古川の測定地点名を末端から橋名に変更。

(16) 馬込川水域

(河川)

地 点 番 号	測定地点名	環境基準 種類	採 水 部 回	1 日 当 り 採 水 回 数	生 活 環 境 項 目													健 康																					
					P		D		B		C		S		大		全		全		全		ノ		L		底		カ	全	六	砒	総	ア	P	ジ	四	1	1
					H	O	D	D	S	数	素	燐	鉛	ル	S	O	ム	ン	ム	素	銀	銀	B	ン	素	ン	ン	ン											
127	馬込川 茄子橋	C	流心	1	12	12	12	12	12	12	12	6	6	4	2	2	2	4	4	4	4	80	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2			
128	" 白羽橋	C	流心	1	12	12	12	12	12	12	12	6	6	4	2	2	2	4	4	4	4	80	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4			
130	芳川 新川橋		流心	1	6	6	6	6	6	6	6	4	4	2	4	4	2	4	4	4	4	40	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
小計(3測点)					30	30	30	30	30	30	16	16	10	4	4		200	8	8	8	8	8	8						2	8	8	8	8	8					

項														目特殊項目			その他の項目						合計	調査担当機関及び年間採水回数		
シス	1,	1,	ト	テ	1,	チ	シ	チ	ベ	セ	硝酸	ふ	ほ	1,	小計	銅	ク	小計	ア	亜	硝	燐			塩	小計
1,	1,	1,	リ	ト	3	ウ	マ	オ	ン	レ	性	つ	う	4	99	4	4	8	12	12	12	12	1	48	271	国土交通省
1,	1,	1,	ク	ク	ジ	ラ	ジ	ベ	ン	ン	窒	素	素	2	6				12	12	12	12	1	13	73	国土交通省
2,	2,	2,	ロ	ロ	ク	ロ	カ	ン	ン	ン	素	素	2	2	34	1	1	2	12	4	4		1	21	143	国土交通省
1,	1,	1,	ロ	ロ	ク	ロ	ル	ン	ン	ン	素	素	2	2	34	1	1	2	12	4	4		1	8	124	国土交通省
2,	2,	2,	エ	エ	ク	ロ	カ	ン	ン	ン	窒	素	2	2	48	2	2	4	2	2	2	2	4	12	94	浜松市
2,	2,	2,	チ	チ	ク	ロ	カ	ン	ン	ン	窒	素	2	2	48	2	2	4	2	2	2	2	4	12	94	浜松市
2,	2,	2,	レ	レ	ク	ロ	ル	ン	ン	ン	窒	素	2	2	48	2	2	4	2	2	2	2	4	12	94	浜松市
2,	2,	2,	ン	ン	ク	ロ	ル	ン	ン	ン	窒	素	2	2	50	2	2	4	2	2	2	2	6	18	112	浜松市
14,	14,	14,	ン	ン	ク	ロ	ル	ン	ン	ン	窒	素	18	16	367	14	14	28	44	30	30	20	20	144	1,005	66 回

項														目特殊項目			その他の項目						合計	調査担当機関及び年間採水回数		
シス	1,	1,	ト	テ	1,	チ	シ	チ	ベ	セ	硝酸	ふ	ほ	1,	小計	銅	ク	小計	ア	亜	硝	燐			塩	小計
1,	1,	1,	リ	ト	3	ウ	マ	オ	ン	レ	性	つ	う	4	50	2	2	4	2	2	2	2	12	20	154	浜松市
2,	2,	2,	ク	ク	ジ	ラ	ジ	ベ	ン	ン	窒	素	2	2	98	2	2	4	2	2	2	2	12	28	210	浜松市
4,	4,	4,	ロ	ロ	ク	ロ	カ	ン	ン	ン	窒	素	2	2	50	2	2	4	2	2	2	2	6	18	112	浜松市
2,	2,	2,	エ	エ	ク	ロ	カ	ン	ン	ン	窒	素	2	2	50	2	2	4	2	2	2	2	6	18	112	浜松市
8,	8,	8,	チ	チ	ク	ロ	カ	ン	ン	ン	窒	素	8	8	198	6	6	12	8	10	10	8	30	66	476	30 回

(18) 梅田川水域 (河川)

地点番号	測定地点名	環境基準類型	採水回数	1日当たり採水回数	生活環境項目											健康														
					P D B C S					大腸菌数					全	全	ノニルフェノール	L底層	小計	カドミウム	全鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,1-ジクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン
					H	O	D	D	S	数	素	燐	鉛	ル	S	O	ム	ン												
150	梅田川 末端		流心	1	4	4	4	4	4	2	2	2	2	1	1	24	2	2	2	2	2	1	1	1	1					
小計 (1測点)					4	4	4	4	2	2	2	2	1	1	24	2	2	2	2	2	1	1	1	1						

(19) 遠州灘水域 (海城)

地点番号	測定地点名	環境基準類型	採水回数	1日当たり採水回数	生活環境項目											健康														
					P D B C S					大腸菌数					全	全	ノニルフェノール	L底層	小計	カドミウム	全鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,1-ジクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン
					H	O	D	D	S	数	素	燐	鉛	ル	S	O	ム	ン												
151	新野川沖	A	3層	1	12	12	12						1	1	1	39														
152	菊川沖	A	3層	1	12	12	12						1	1	1	39	2	2	2	2	2		1	1	1	1				
153	太田川沖	A	3層	1	12	12	12						1	1	1	39														
154	馬込川沖	A	3層	1	12	12	12	2					1	1	1	41	1	1	1	1	1		1	1	1	1				
155	浜名湖沖	A	3層	1	12	12	12	2					1	1	1	41	1	1	1	1	1		1	1	1	1				
156	愛知県境沖	A	3層	1	12	12	12						1	1	1	39														
小計 (6測点)					72	72	72	4					6	6	6	238	4	4	4	4	4		3	3	3	3				

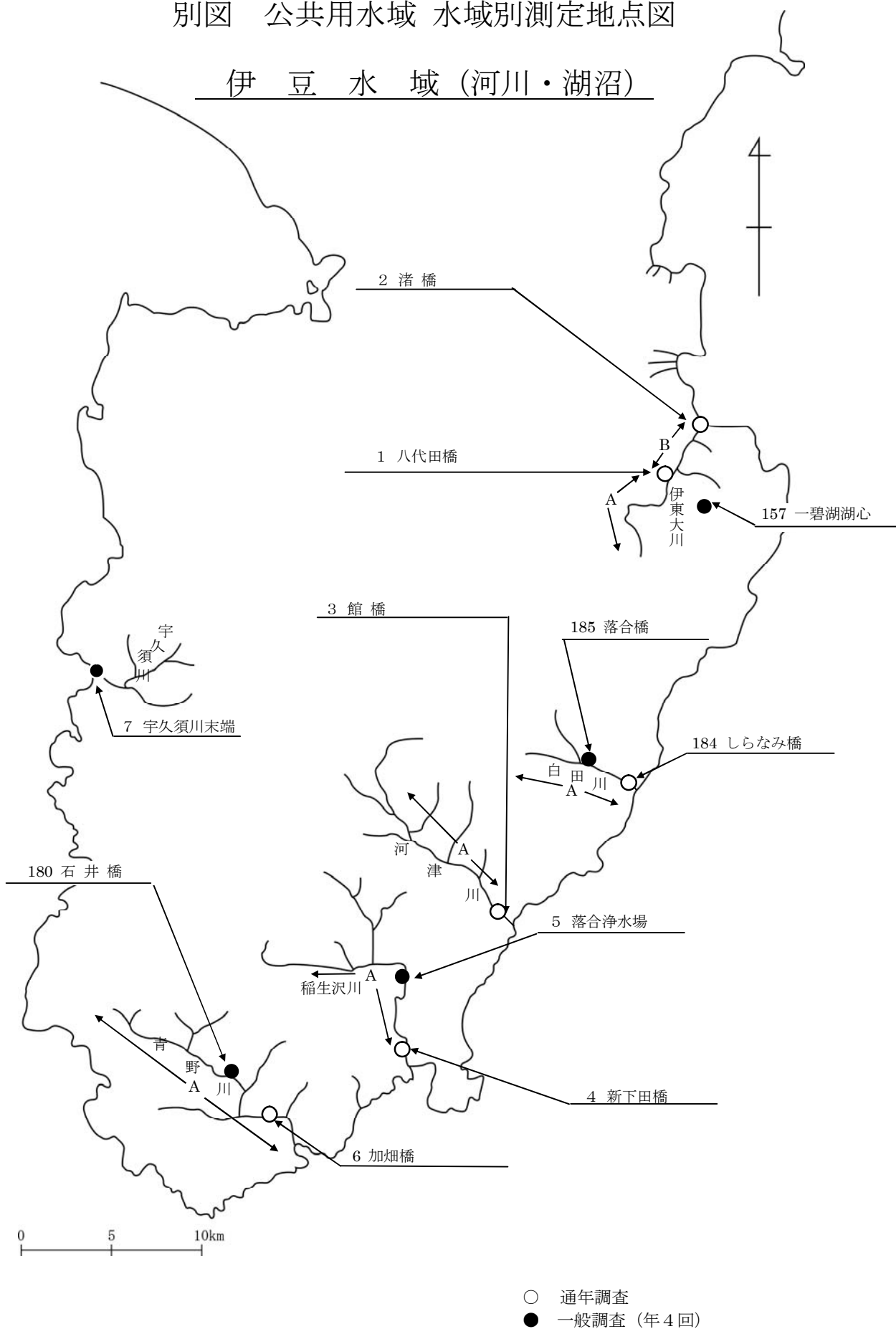
(注) 1 採水部位の3層は、表層-0.5m、中層-2.0m、下層-5.0mを示す。
 2 生活環境項目 (大腸菌群数、全亜鉛、ノニルフェノール、LASを除く) 及び塩素イオンは3層で、他の項目は表層で測定する。

項														目	特	殊	項	目	そ の 他 の 項 目					合計	調査担当機関及び年間採水回数					
シ	ス	1	1	ト	テ	1	チ	シ	チ	ベ	セ	硝	ふ	ほ	1	小計	銅	ク	小計	ア	亜	硝	燐			塩	素	イ	オ	小計
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	29	2	2	4		2	2			4	8	65	4	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	29	2	2	4		2	2			4	8	65	4	

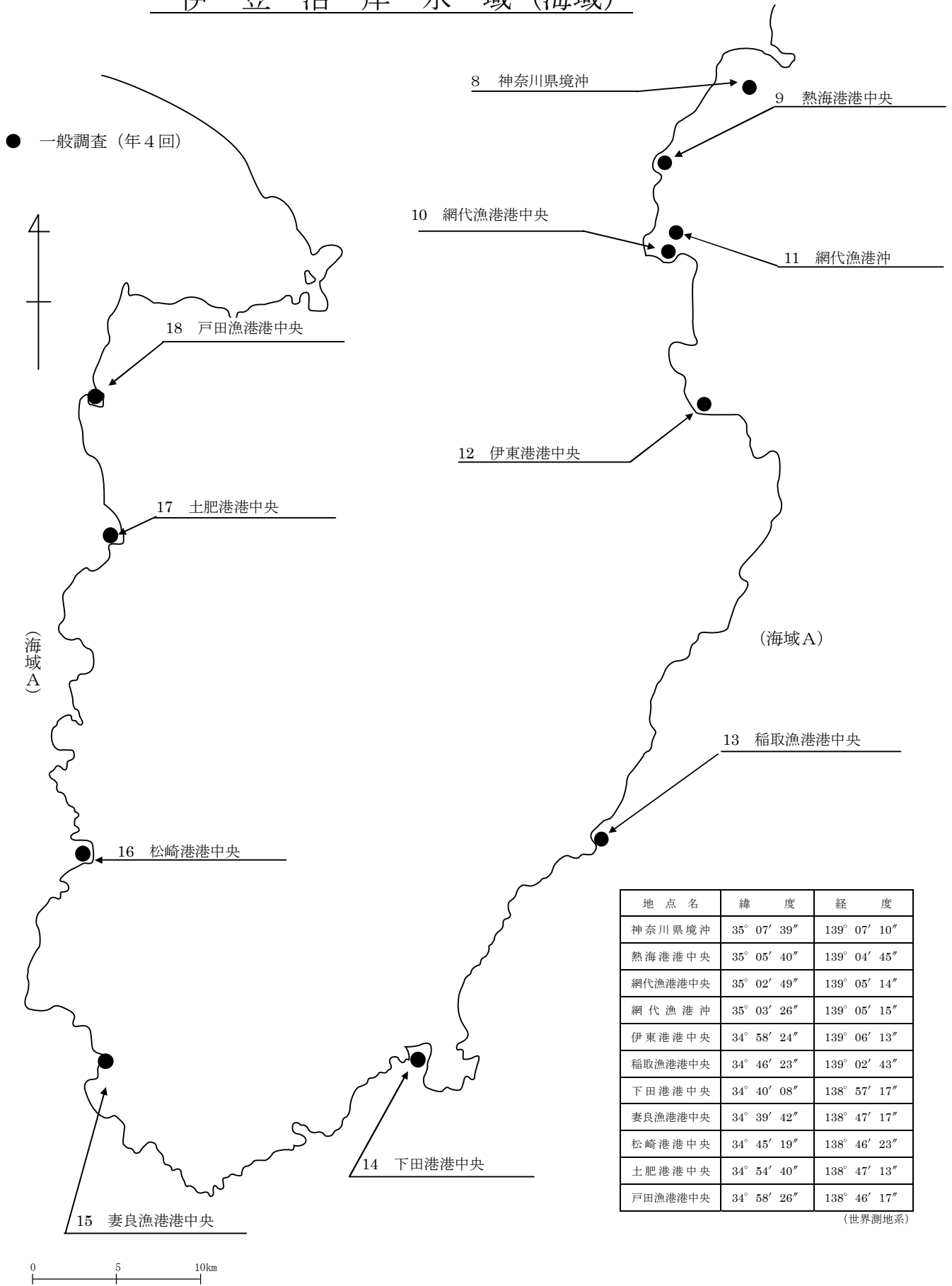
項														目	特	殊	項	目	そ の 他 の 項 目					合計	調査担当機関及び年間採水回数					
シ	ス	1	1	ト	テ	1	チ	シ	チ	ベ	セ	硝	ふ	ほ	1	小計	銅	ク	小計	ア	亜	硝	燐			塩	素	イ	オ	小計
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2		1	29	2	2	4		2	2			12	12	51	静岡県		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	22	1	1	2		1	1			12	12	16	88	静岡県	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	22	1	1	2		1	1			12	12	12	51	静岡県	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	22	1	1	2		1	1			12	12	14	79	浜松市	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	22	1	1	2		1	1			12	12	14	79	浜松市	
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4		3	73	4	4	8		4	4			72	80	399	72	回	

別図 公共用水域 水域別測定地点図

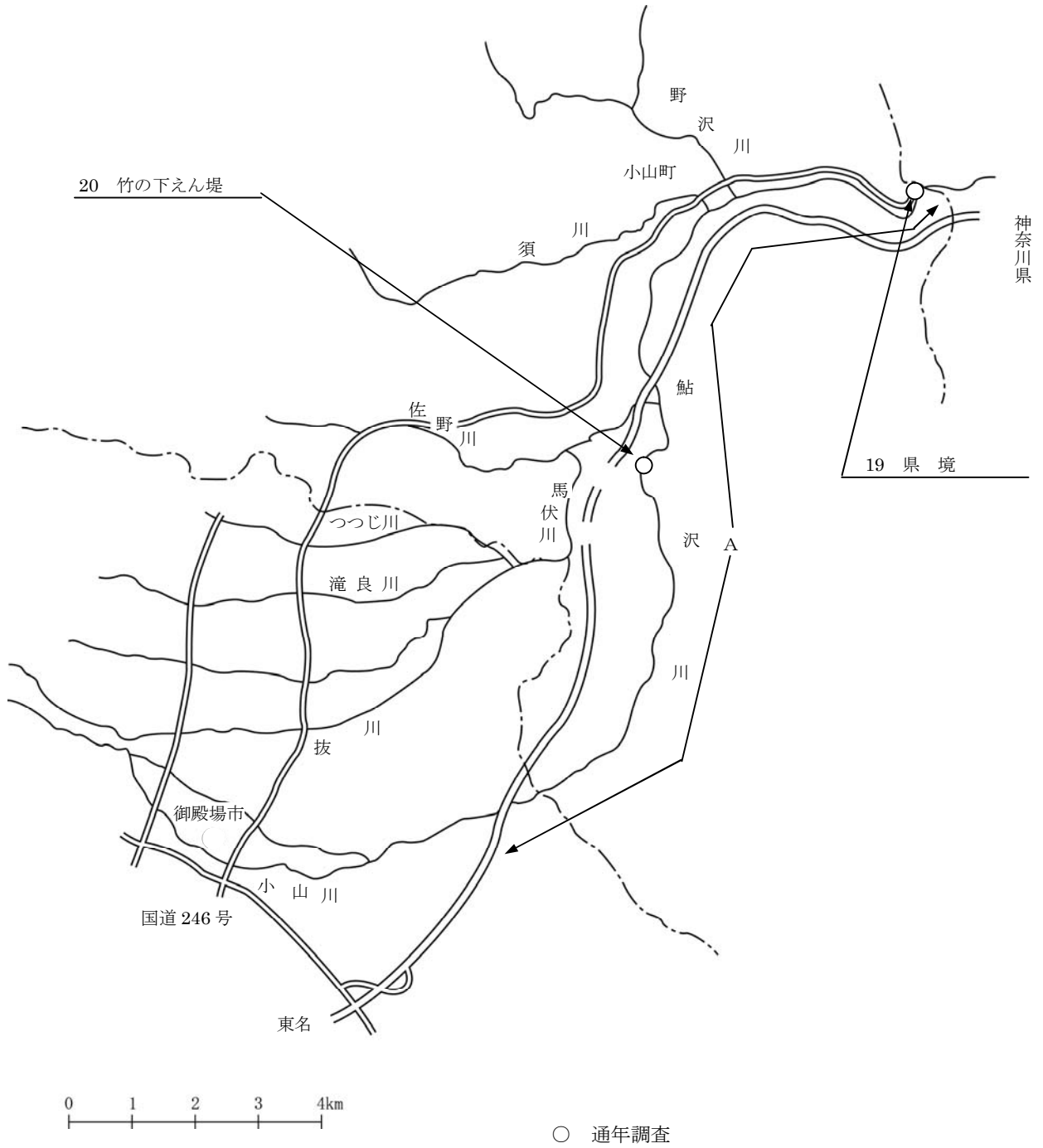
伊豆水域 (河川・湖沼)



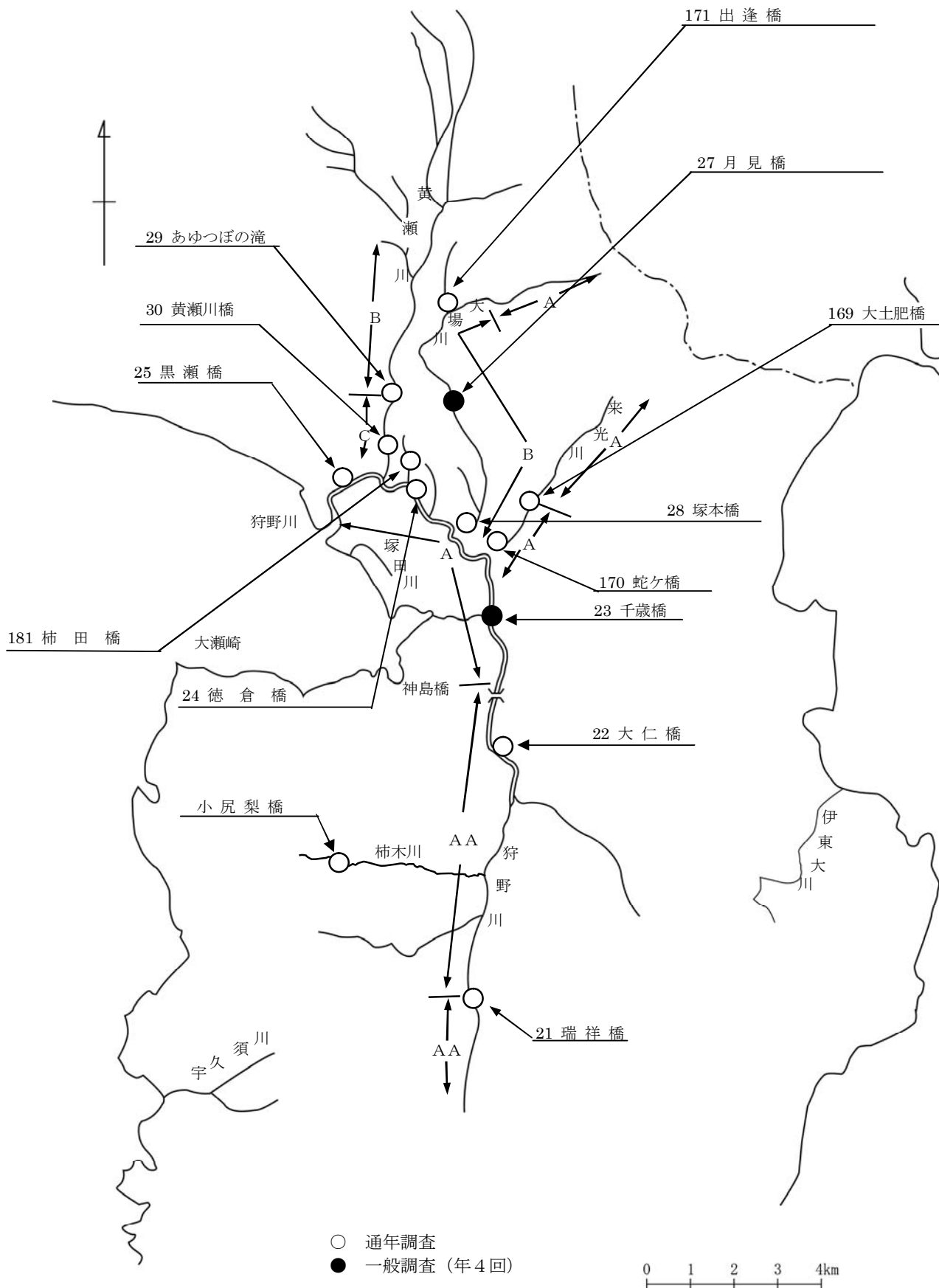
伊豆沿岸水域(海域)



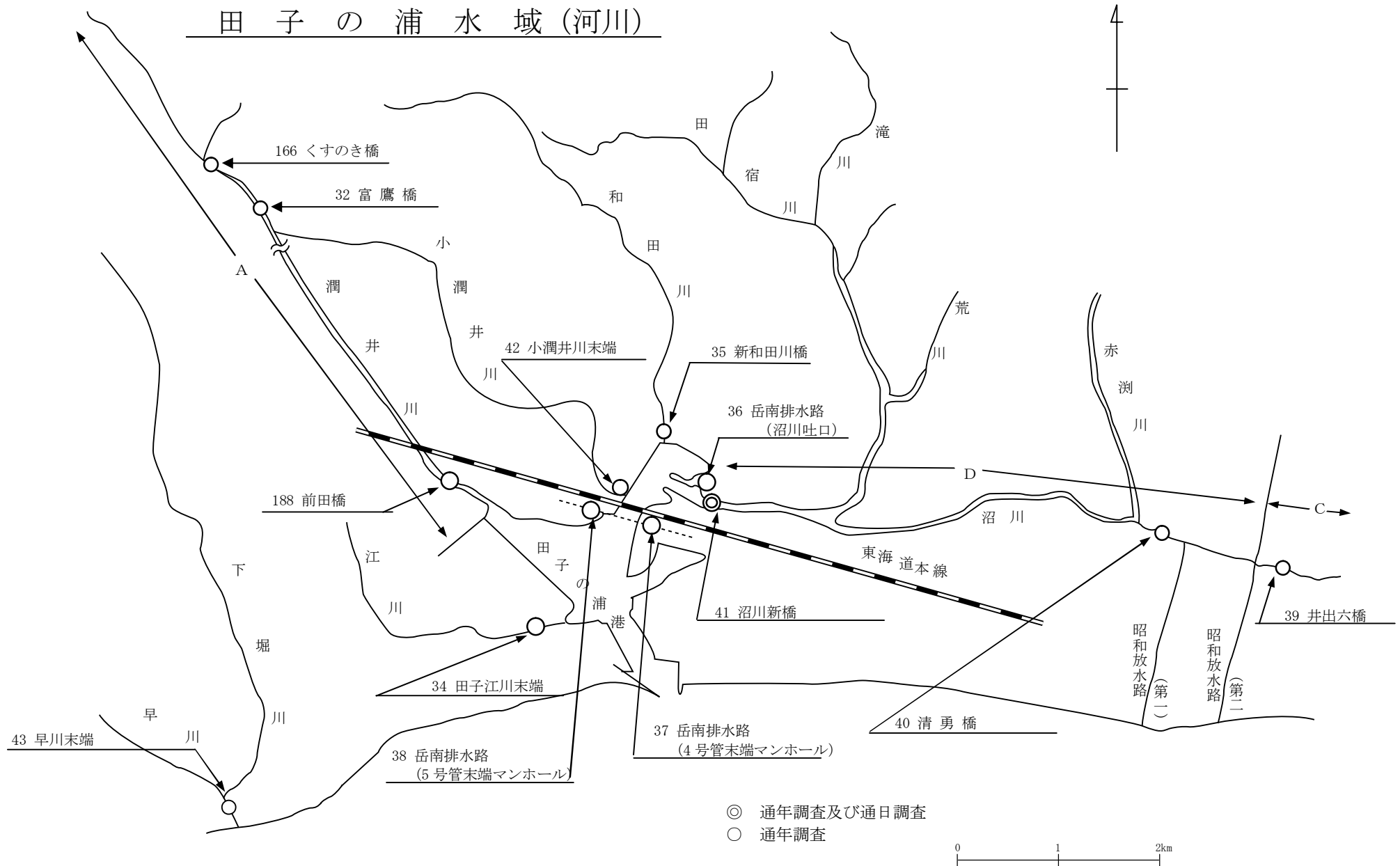
鮎沢川水域(河川)



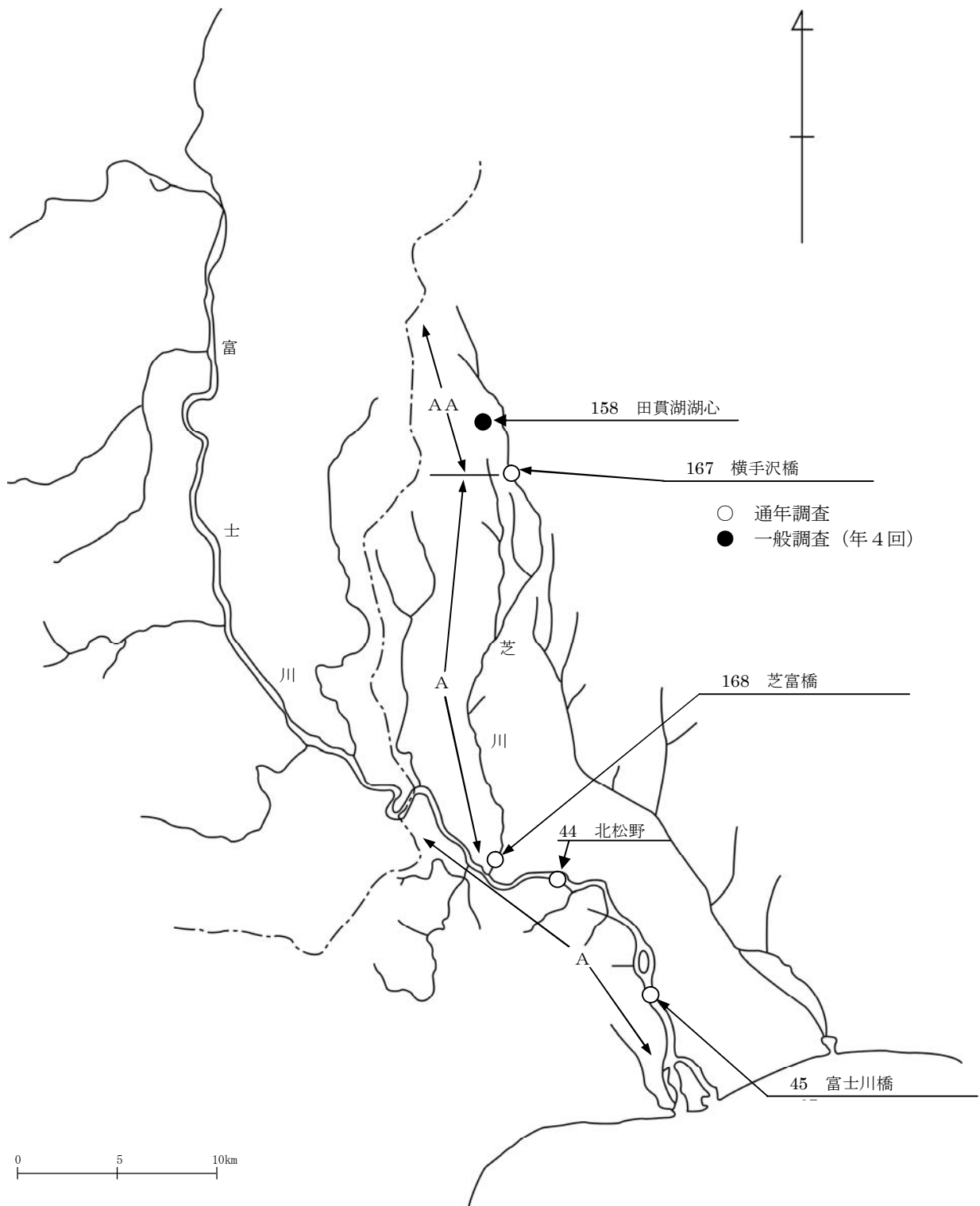
狩野川水域(河川)



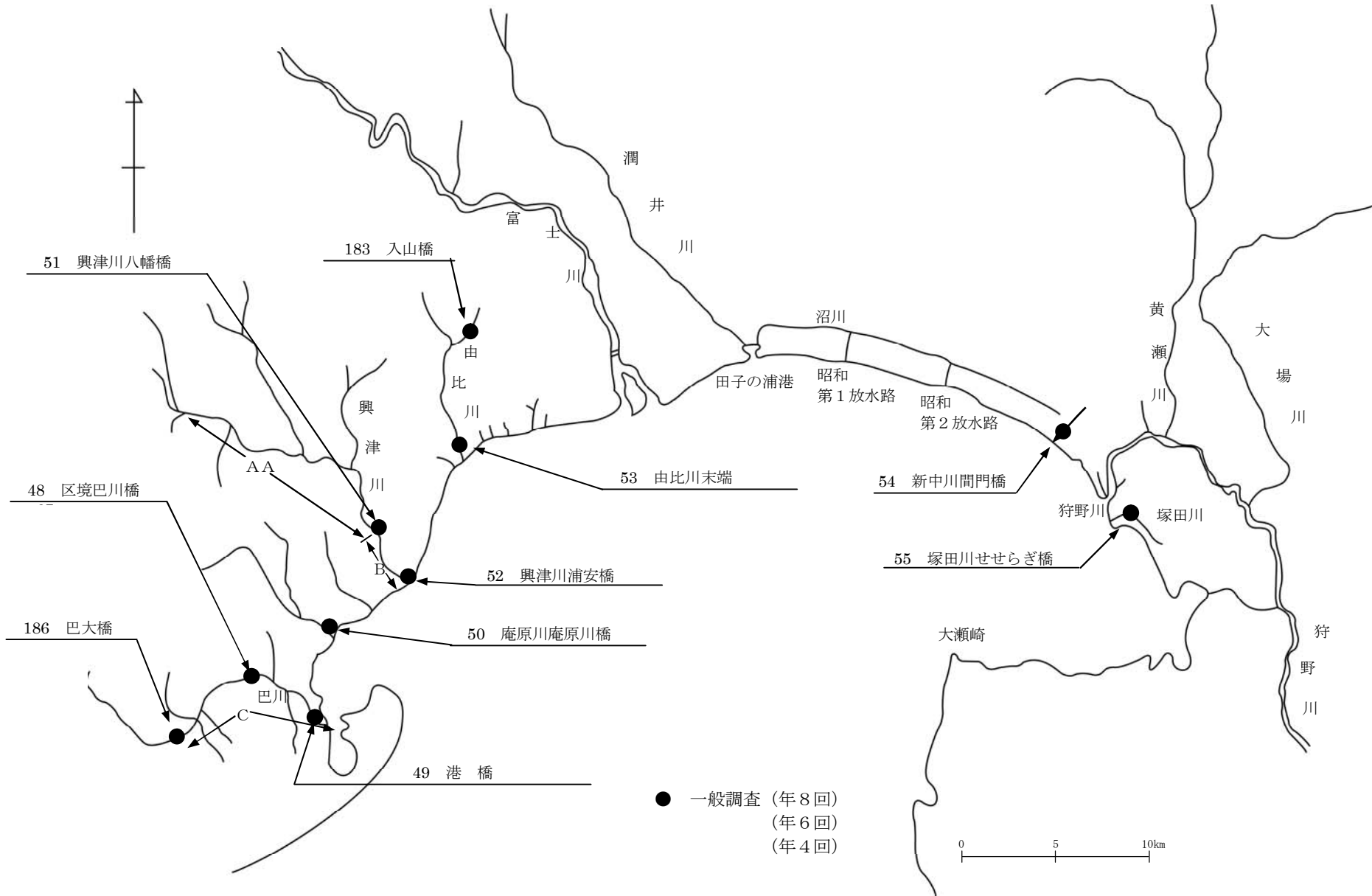
田子の浦水域(河川)



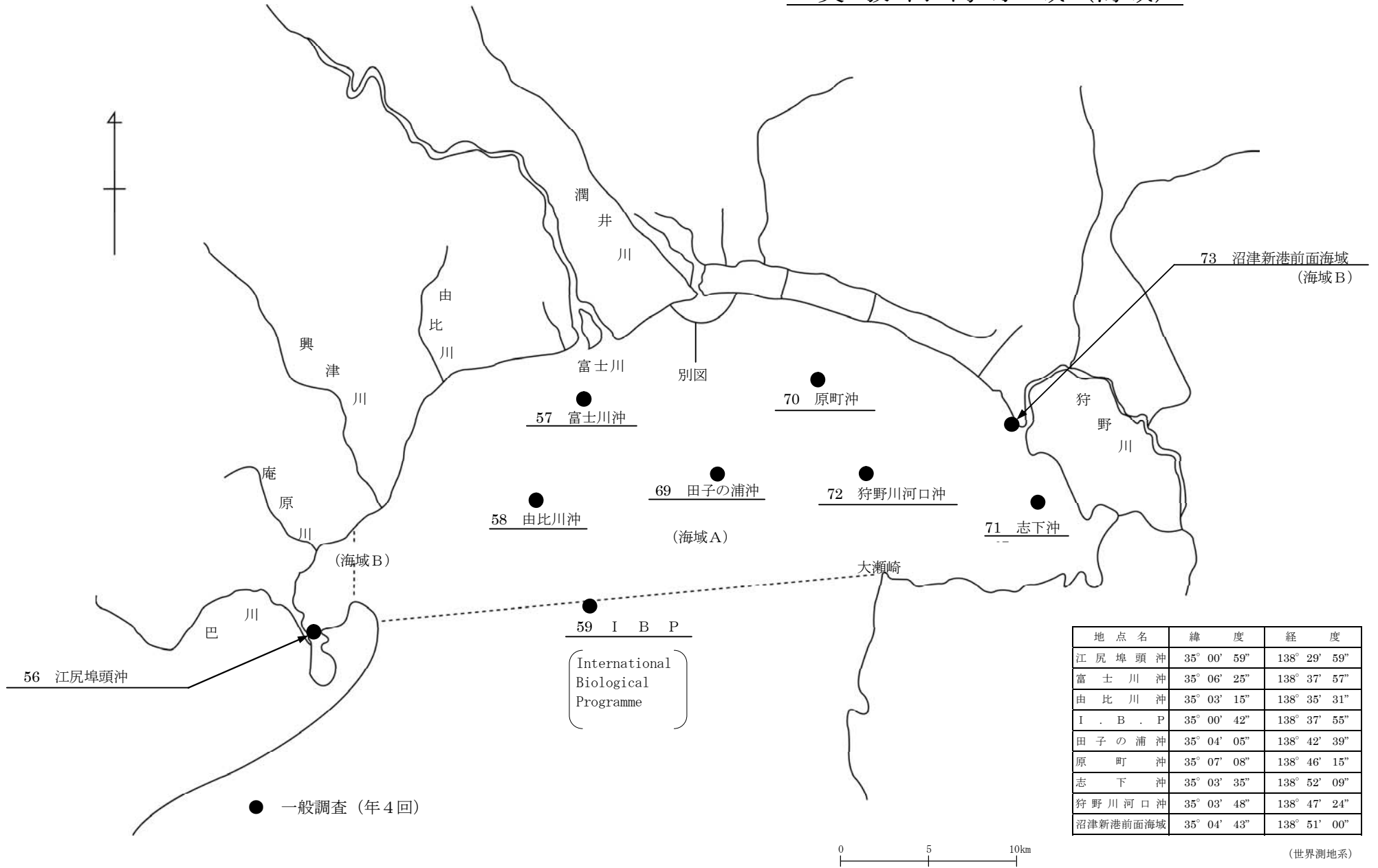
富士川水域(河川、湖沼)



奥駿河湾水域(河川)



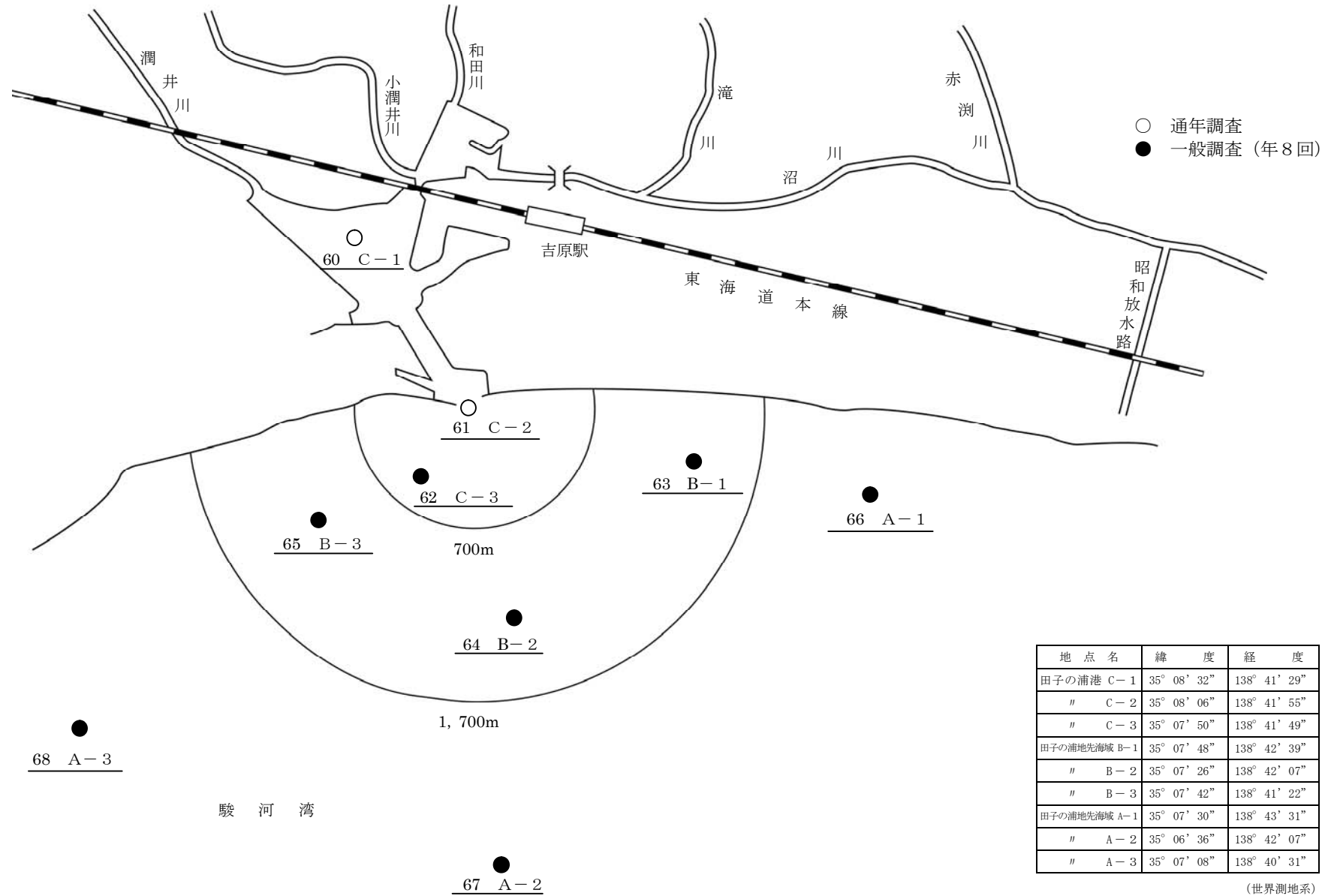
奥駿河湾水域(海域)



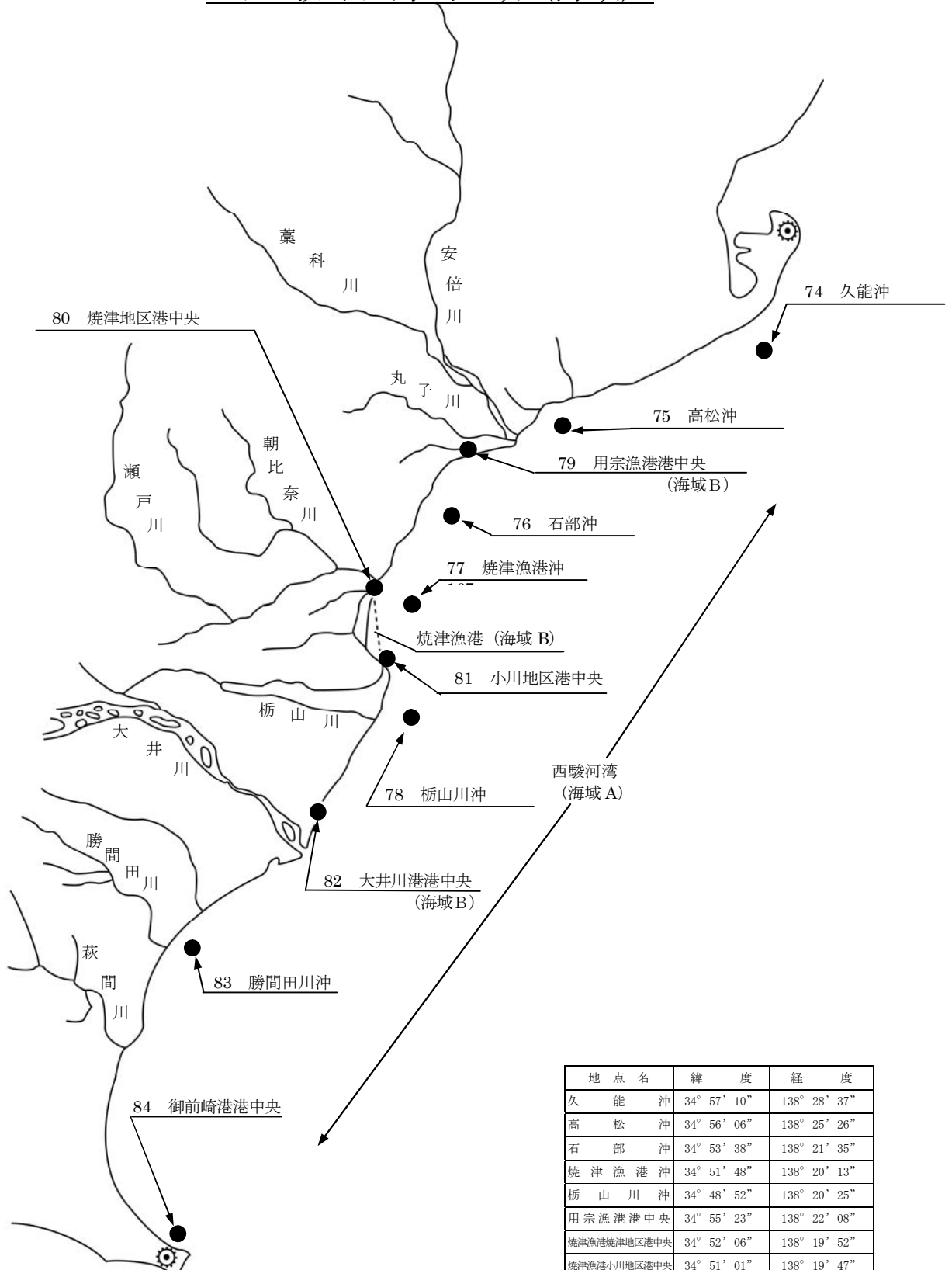
地点名	緯度	経度
江尻埠頭沖	35° 00' 59"	138° 29' 59"
富士川沖	35° 06' 25"	138° 37' 57"
由比川沖	35° 03' 15"	138° 35' 31"
I . B . P	35° 00' 42"	138° 37' 55"
田子の浦沖	35° 04' 05"	138° 42' 39"
原町沖	35° 07' 08"	138° 46' 15"
志下沖	35° 03' 35"	138° 52' 09"
狩野川河口沖	35° 03' 48"	138° 47' 24"
沼津新港前面海域	35° 04' 43"	138° 51' 00"

(世界測地系)

奥駿河湾水域別図(海域)

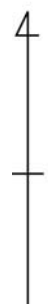


西駿河湾水域(海域)

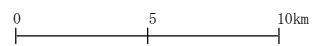


地点名	緯度	経度
久能沖	34° 57' 10"	138° 28' 37"
高松沖	34° 56' 06"	138° 25' 26"
石部沖	34° 53' 38"	138° 21' 35"
焼津漁港沖	34° 51' 48"	138° 20' 13"
栢山川沖	34° 48' 52"	138° 20' 25"
用宗漁港港中央	34° 55' 23"	138° 22' 08"
焼津漁港焼津地区港中央	34° 52' 06"	138° 19' 52"
焼津漁港小川地区港中央	34° 51' 01"	138° 19' 47"
大井川港港中央	34° 46' 43"	138° 17' 41"
勝間田川沖	34° 43' 45"	138° 16' 06"
御前崎港港中央	34° 36' 55"	138° 13' 15"

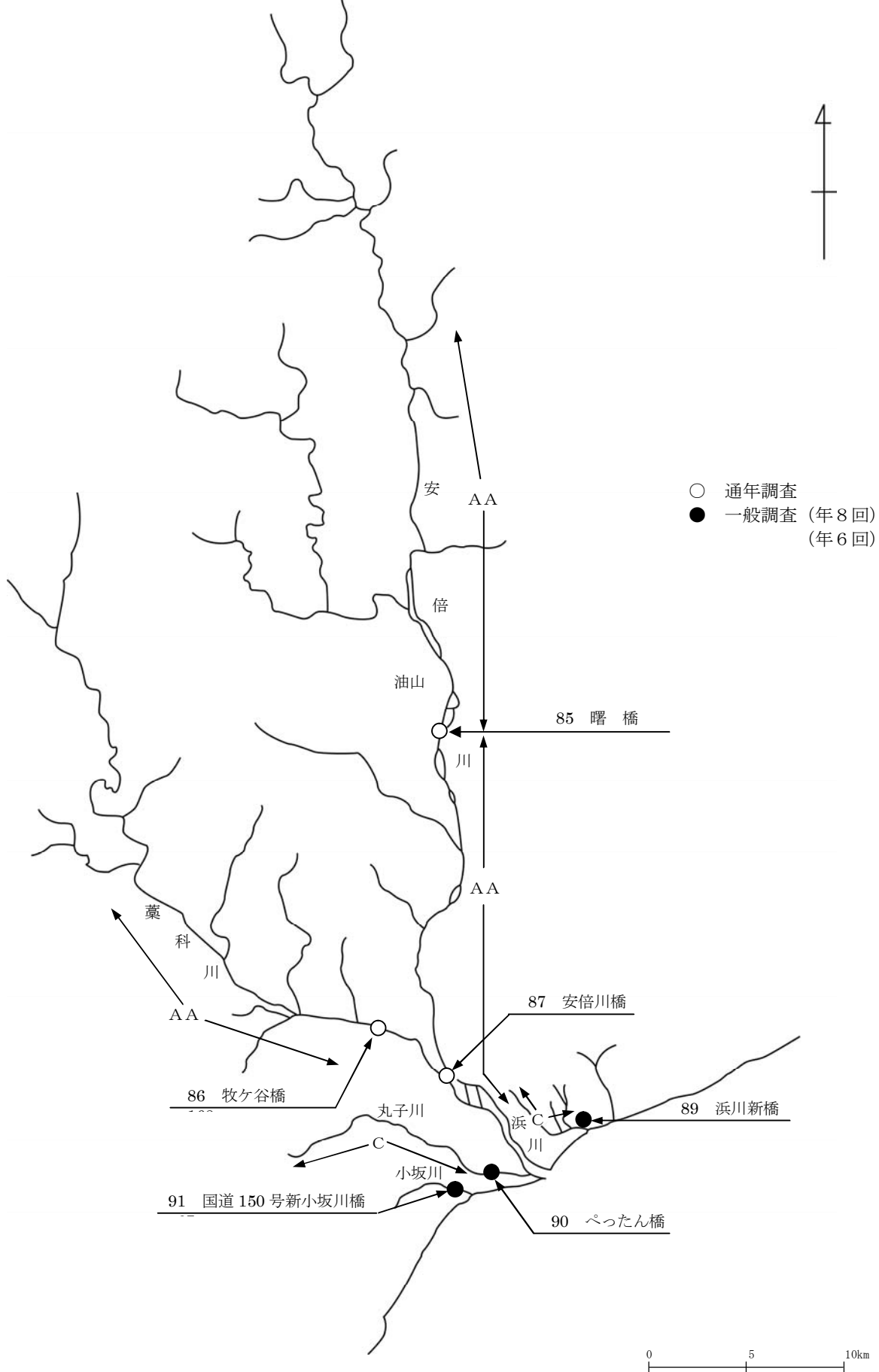
(世界測地系)



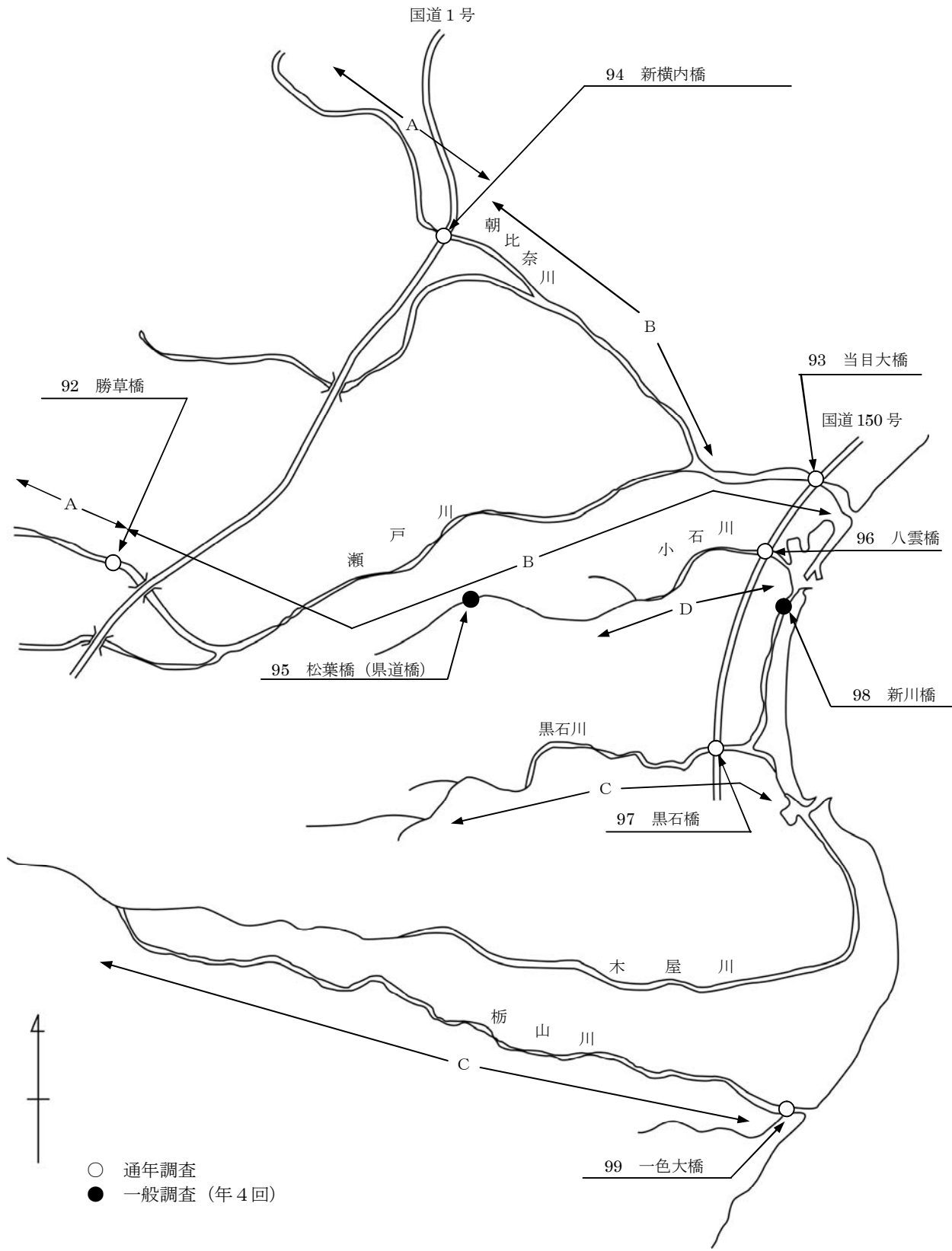
● 一般調査(年4回)



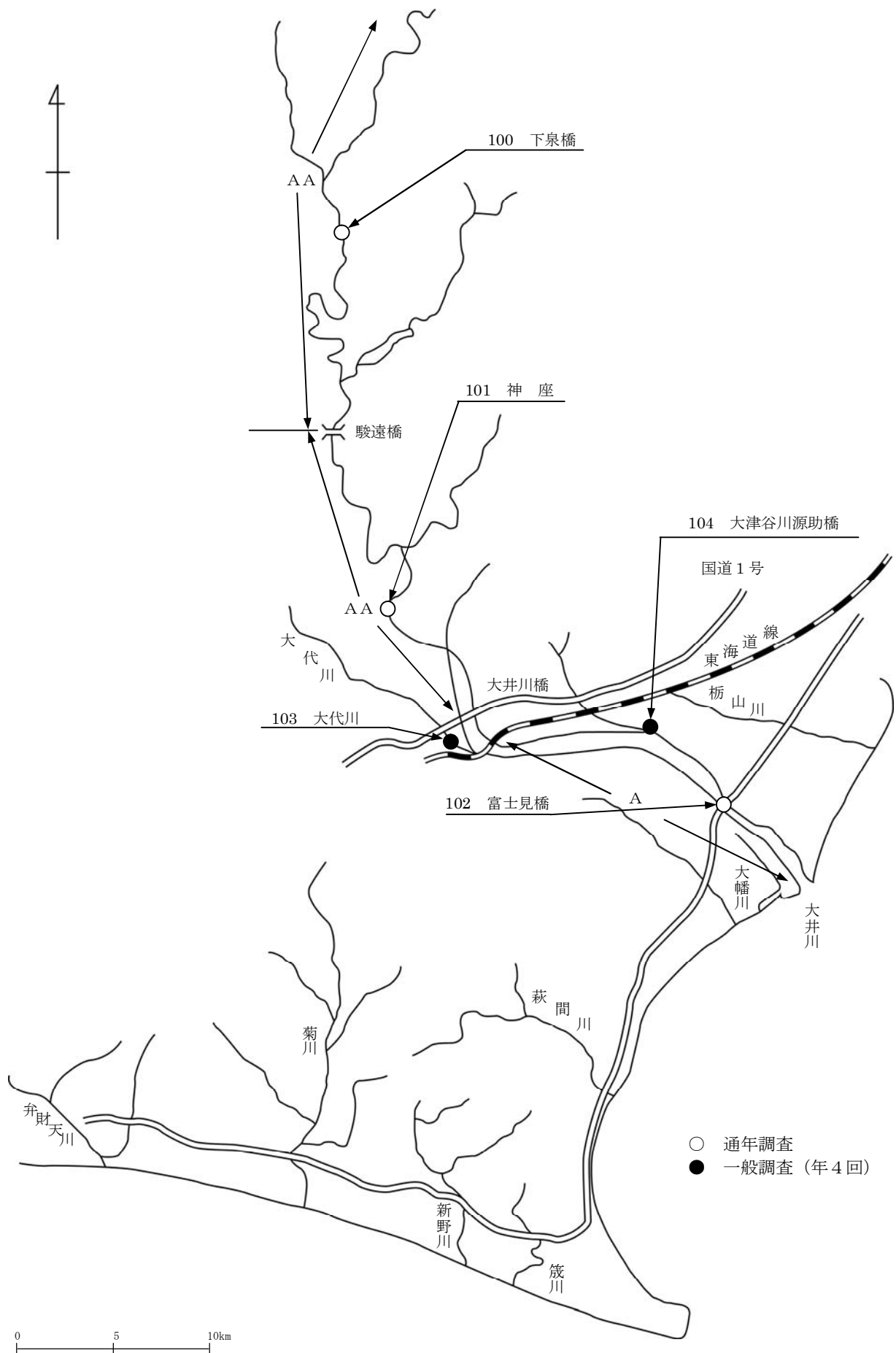
静岡水域(河川)



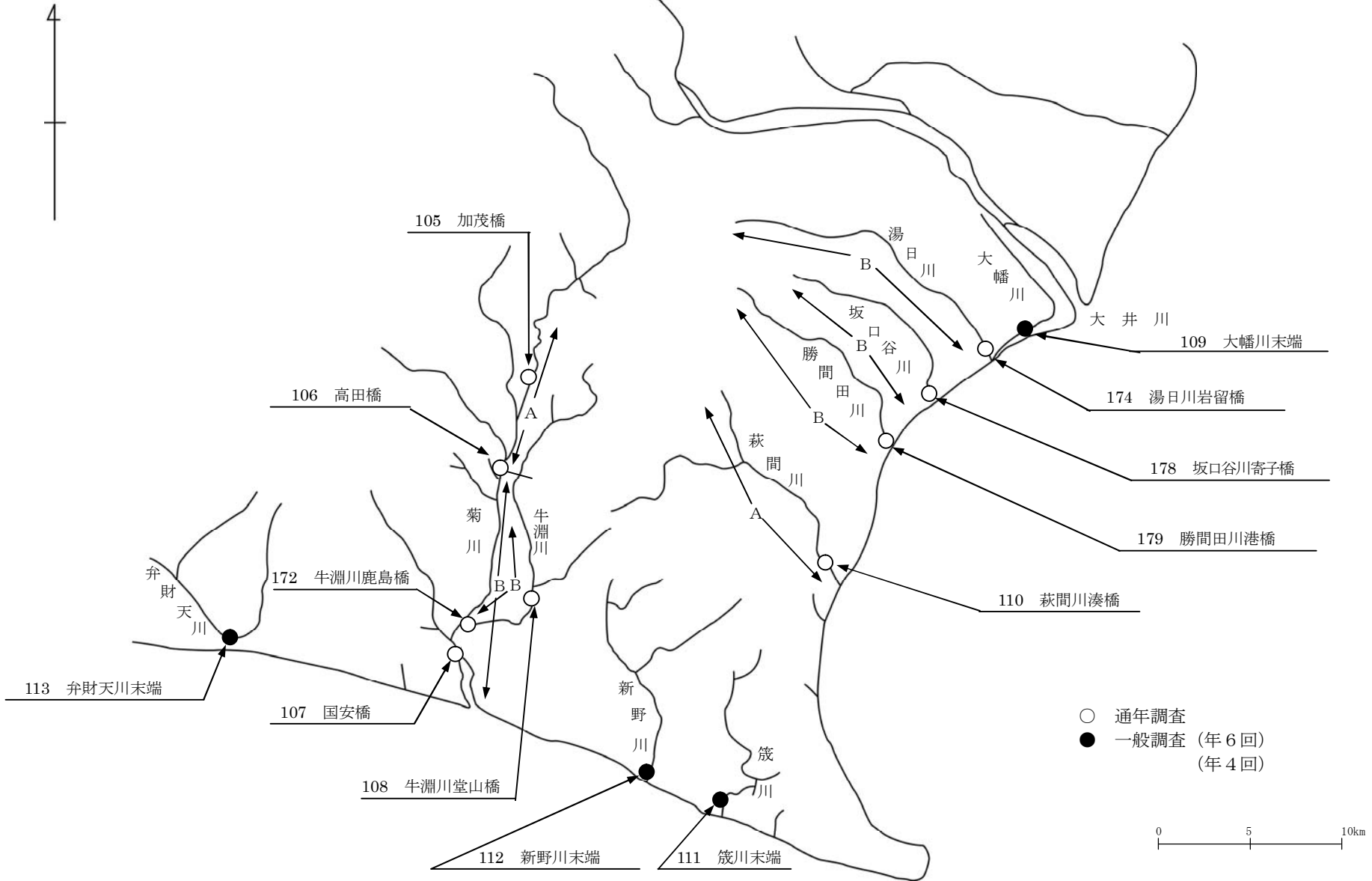
志太水域(河川)



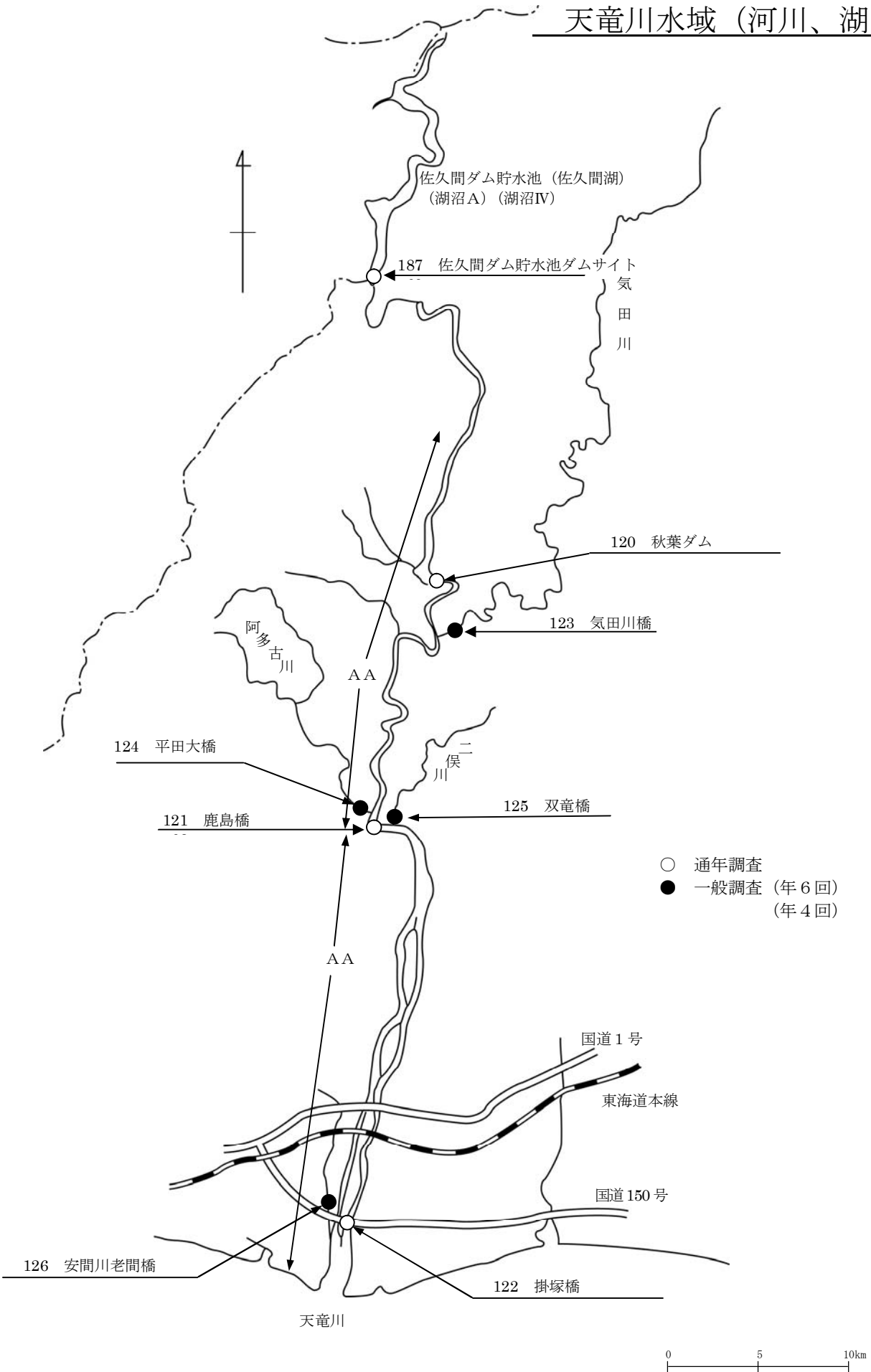
大井川水域(河川)



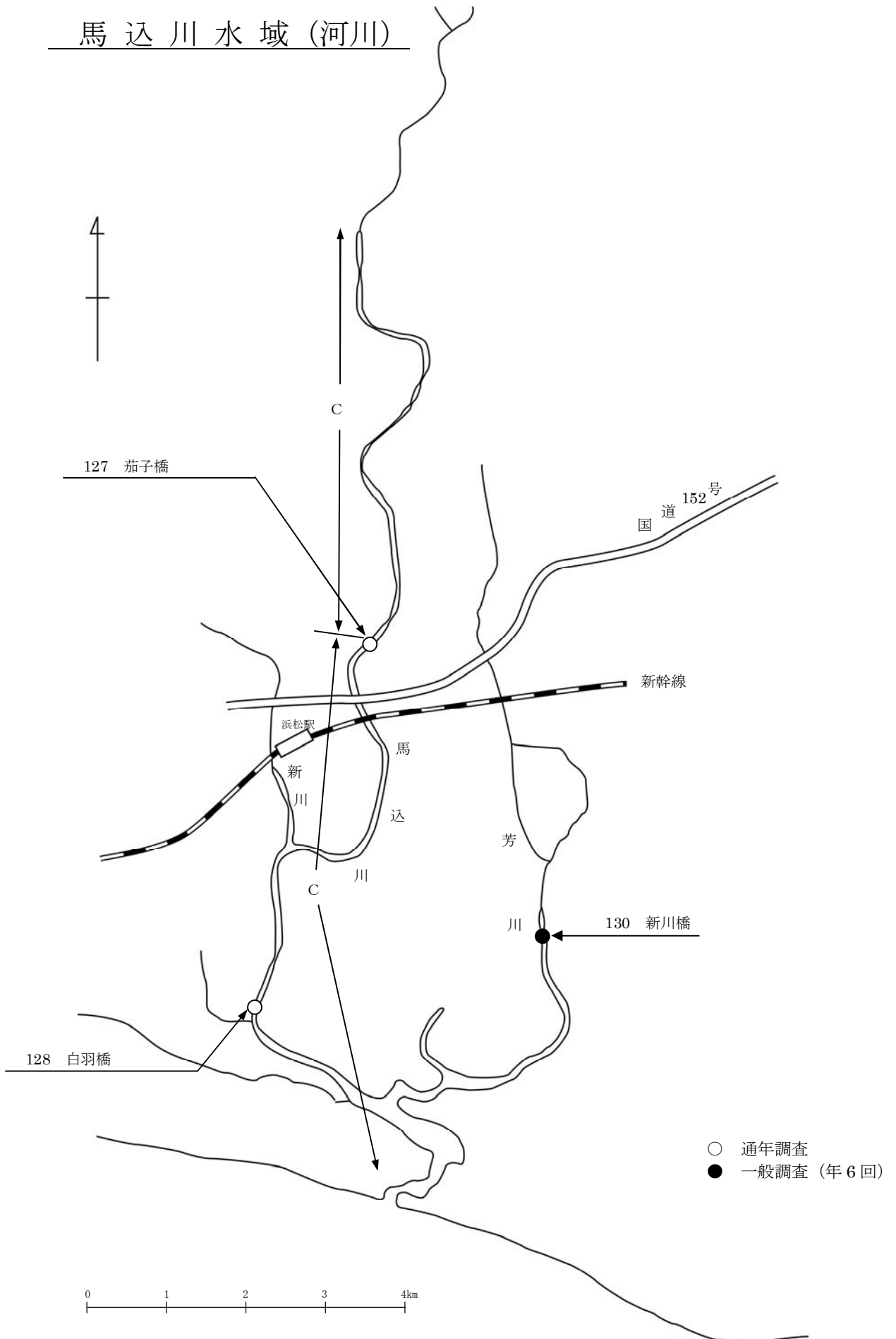
榛南小笠水域(河川)



天竜川水域（河川、湖沼）

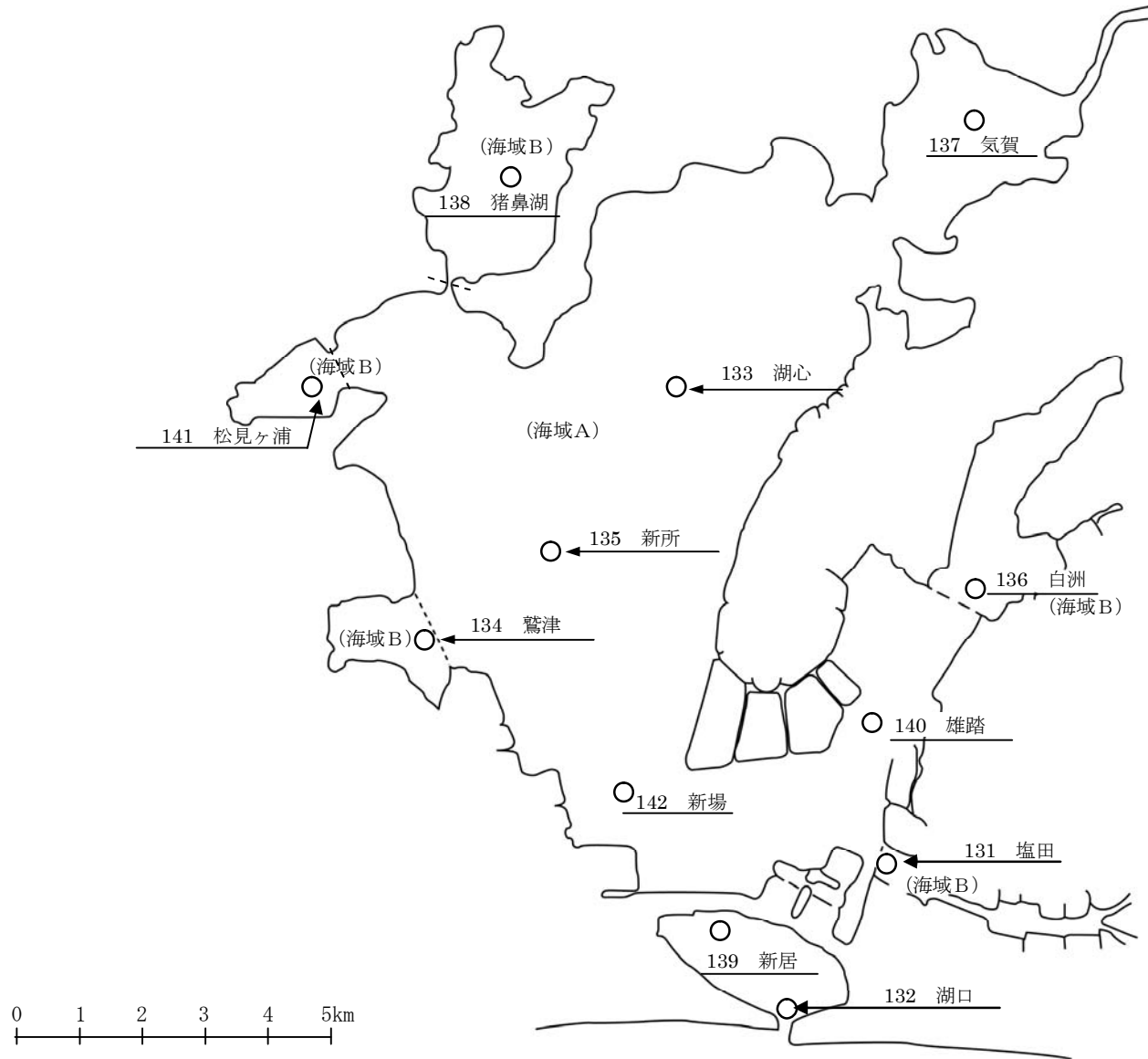


馬込川水域(河川)



浜名湖水域（海域）（COD、pH等）

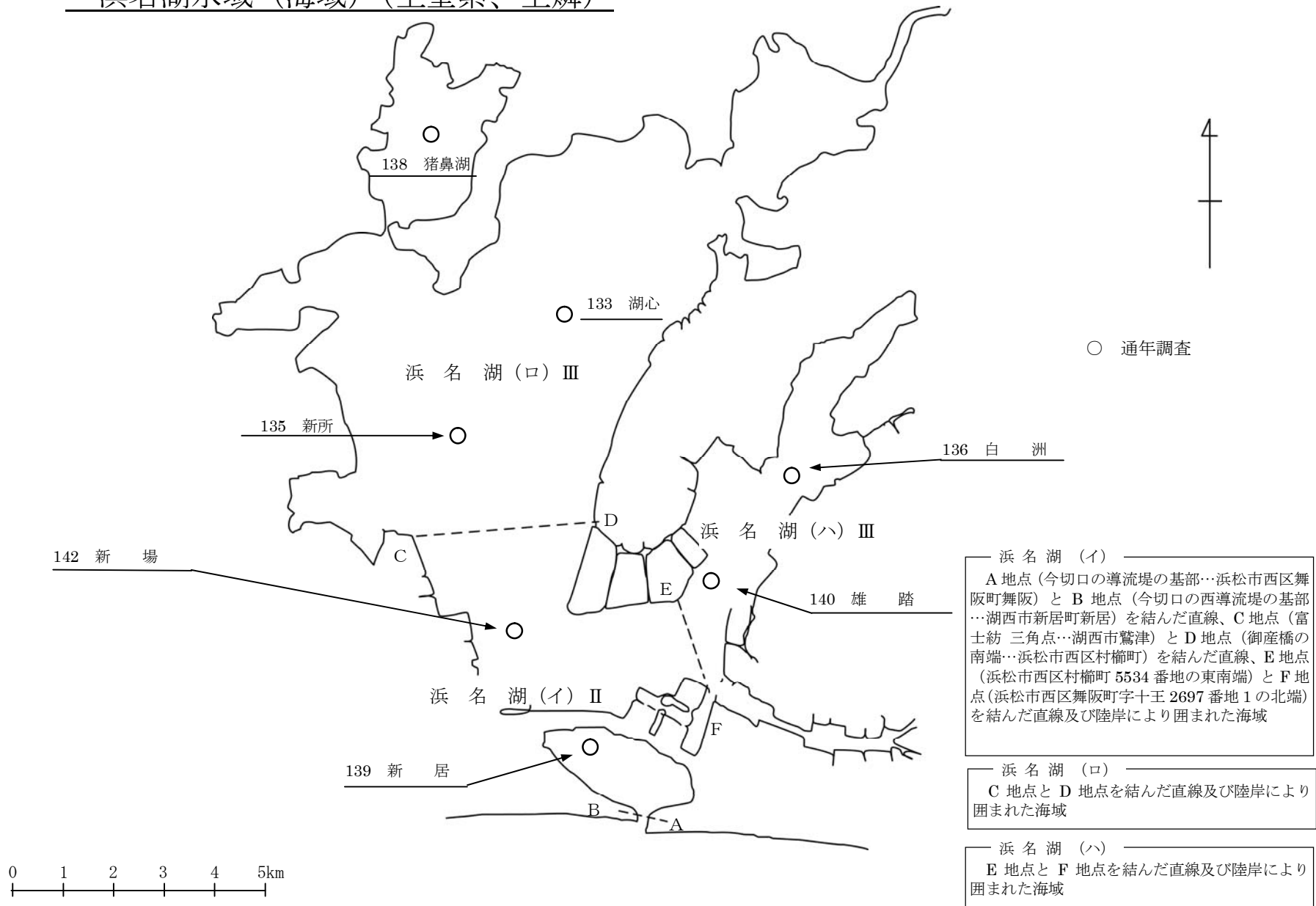
○ 通年調査



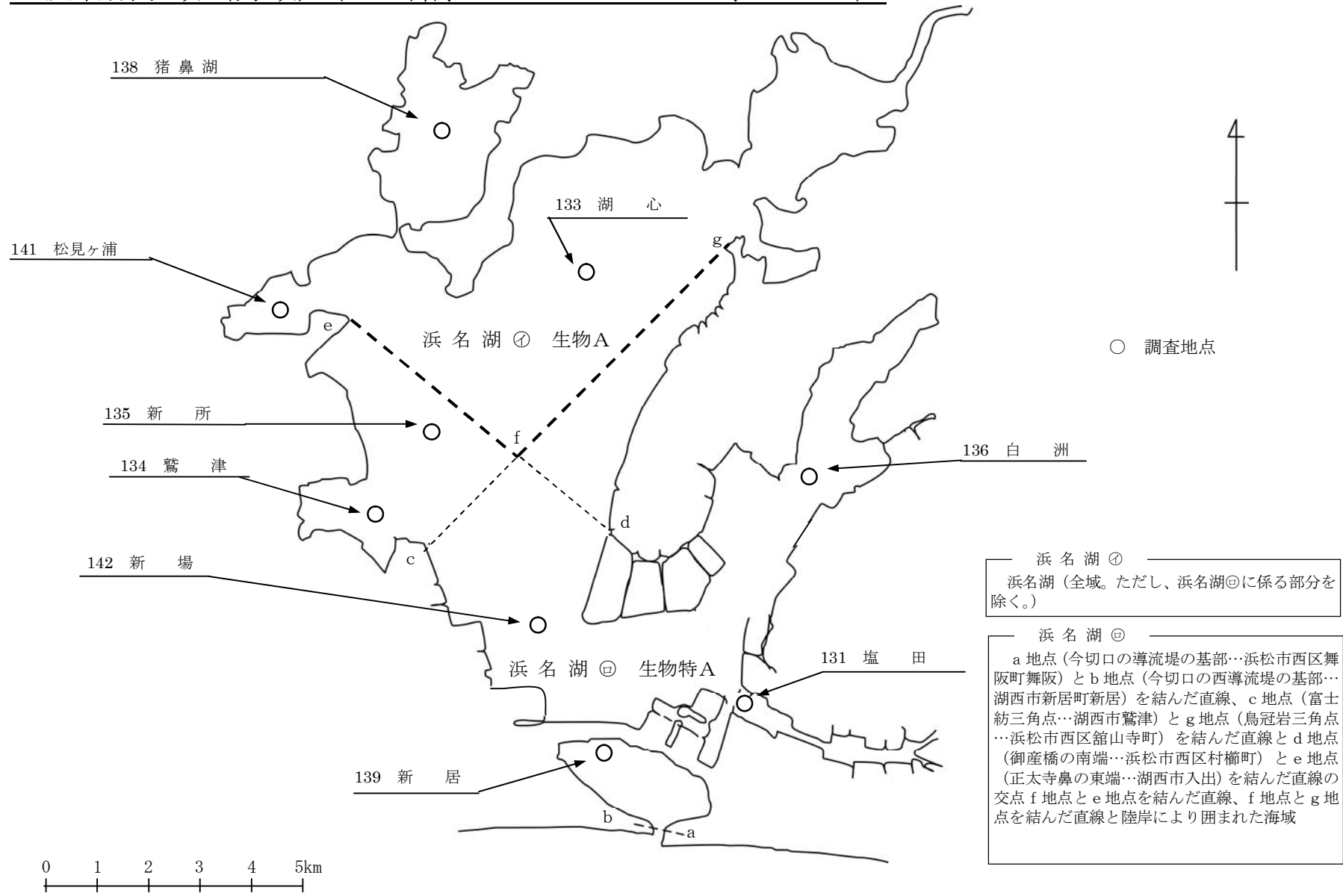
地点名	緯度	経度
塩田	34° 41' 50"	137° 36' 40"
湖口	34° 40' 49"	137° 36' 04"
湖心	34° 45' 39"	137° 35' 23"
鷺津	34° 43' 41"	137° 32' 45"
新所	34° 44' 22"	137° 33' 33"
白洲	34° 43' 46"	137° 37' 13"
気賀	34° 47' 20"	137° 37' 46"
猪鼻湖	34° 47' 11"	137° 33' 26"
新居	34° 41' 21"	137° 35' 11"
雄踏	34° 42' 35"	137° 36' 29"
松見ヶ浦	34° 45' 28"	137° 31' 21"
新場	34° 42' 31"	137° 34' 11"

(世界測地系)

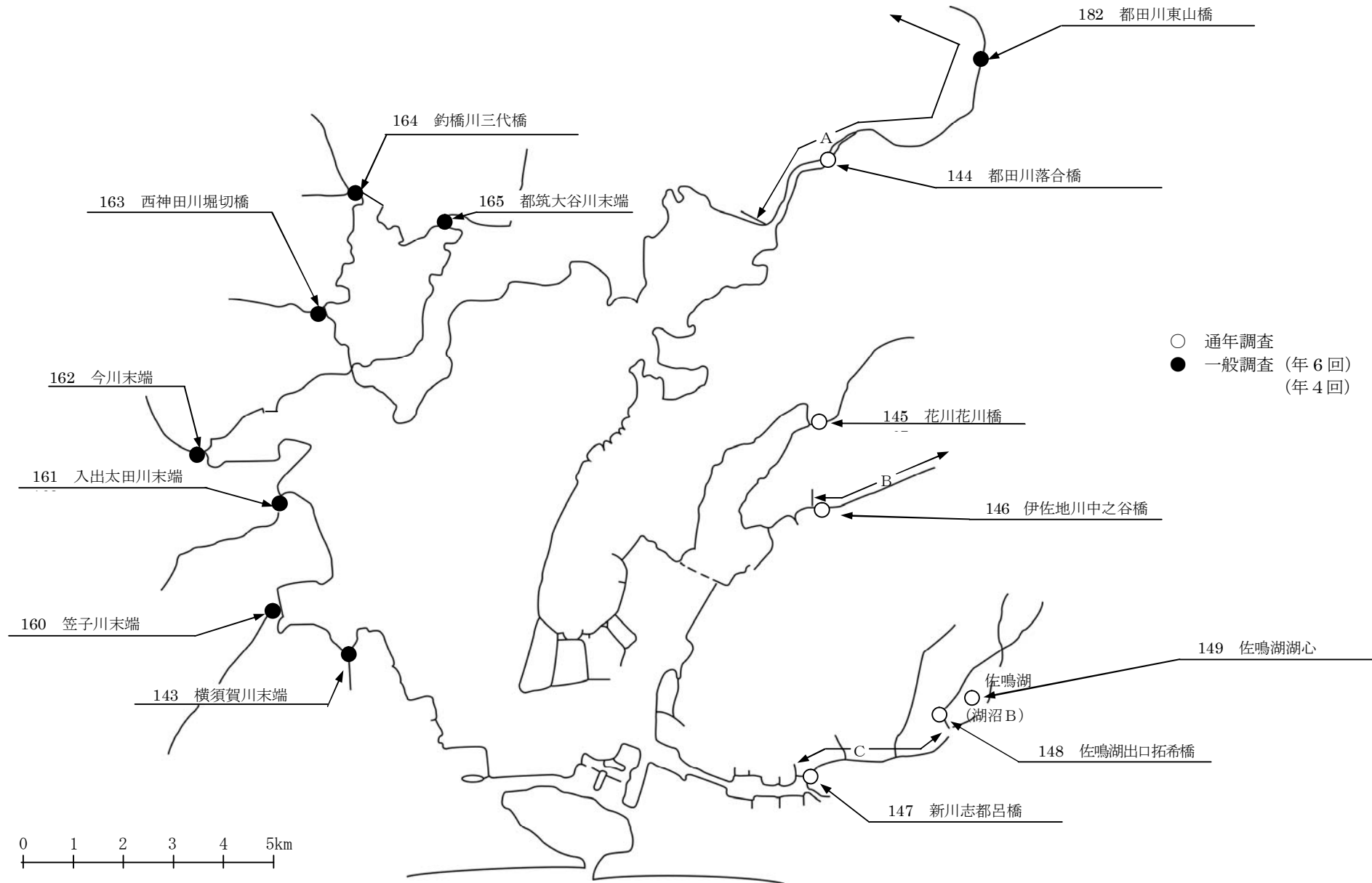
浜名湖水域（海域）（全窒素、全燐）



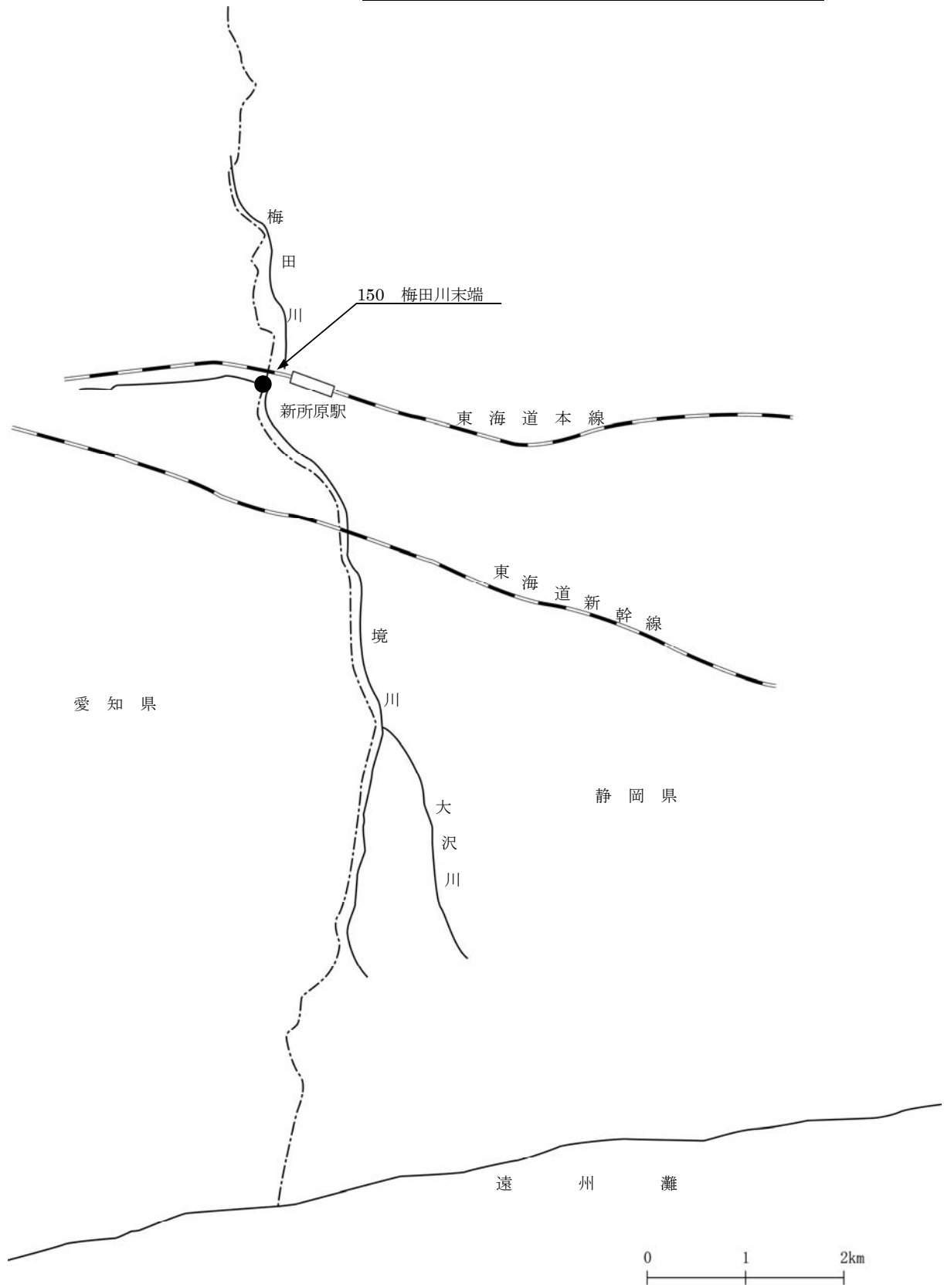
浜名湖水域（海域）（全亜鉛、ノニルフェノール、LAS）



浜名湖水域 (河川、湖沼)



梅田川水域(河川)

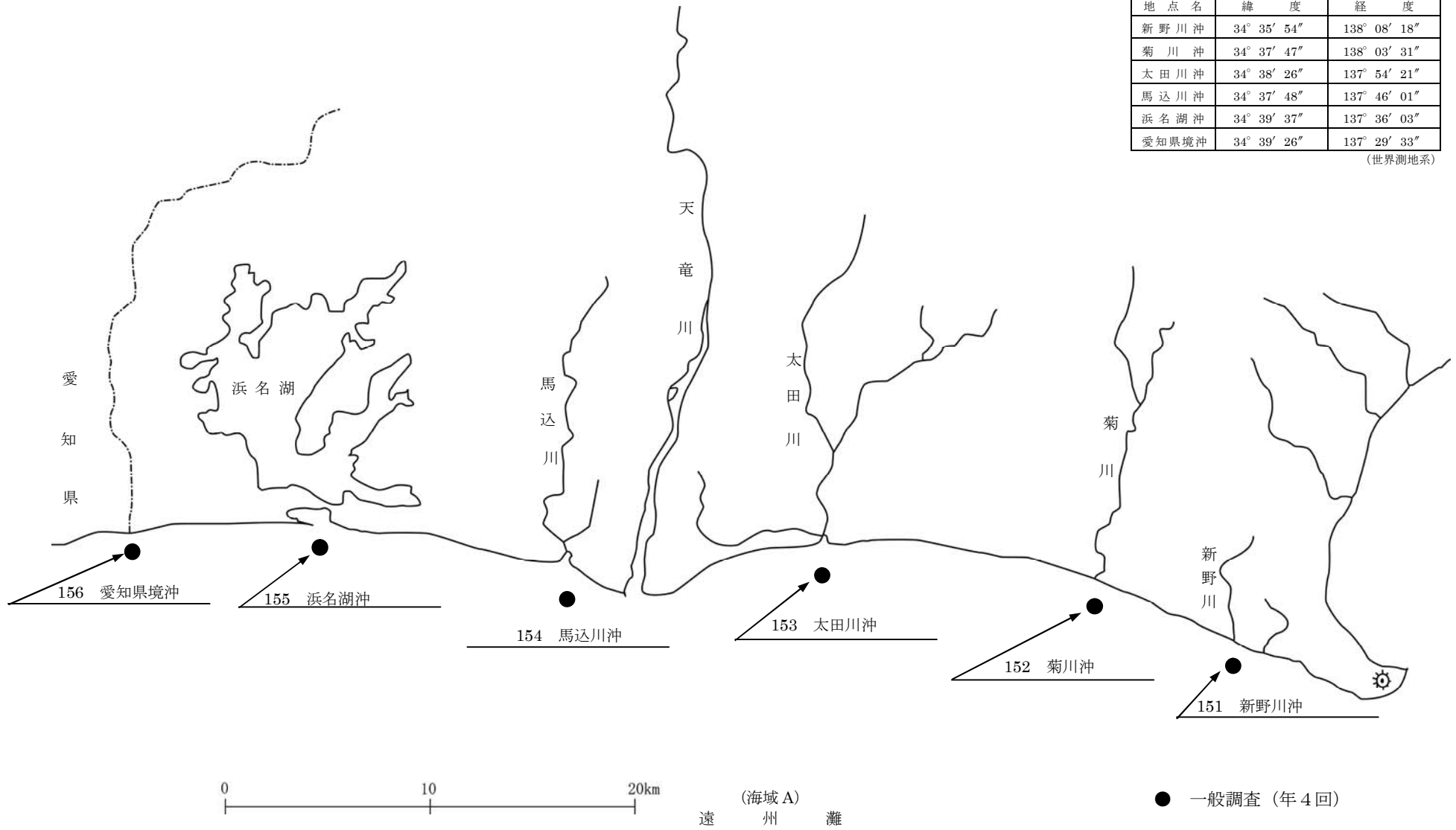


● 一般調査 (年4回)

遠州灘水域(海域)

地点名	緯度	経度
新野川沖	34° 35' 54"	138° 08' 18"
菊川沖	34° 37' 47"	138° 03' 31"
太田川沖	34° 38' 26"	137° 54' 21"
馬込川沖	34° 37' 48"	137° 46' 01"
浜名湖沖	34° 39' 37"	137° 36' 03"
愛知県境沖	34° 39' 26"	137° 29' 33"

(世界測地系)



別表2 公共用水域水質測定方法等

区分	項目	分析 方 法	環境基準値等 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
生活環境項目	pH	昭和46年環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準)に定める方法	6.0~8.5	—
	DO	〃	2~7.5 以上	0.5
	BOD	〃	10~1 以下	0.5
	COD	〃	8~1 以下	0.5
	SS	〃	100~1 以下	1
	大腸菌群数	〃	5,000~50 以下 (MPN/100ml)	—
	全窒素	〃	1~0.1 以下	0.05
	全燐	〃	0.1~0.005 以下	0.003
	全亜鉛	〃	0.03~0.01 以下	0.001
	ノニルフェノール	〃	0.002~0.0006 以下	0.00006
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	〃	0.05~0.006 以下	0.0006
健康項目	カドミウム	昭和46年環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準)に定める方法	0.003 以下	0.0003
	全シアン	〃	検出されないこと	0.1
	鉛	〃	0.01 以下	0.005
	六価クロム	〃	0.05 以下	0.02
	砒素	〃	0.01 以下	0.005
	総水銀	〃	0.0005 以下	0.0005
	アルキル水銀	〃	検出されないこと	0.0005
	PCB	〃	検出されないこと	0.0005
	ジクロロメタン	〃	0.02 以下	0.002
	四塩化炭素	〃	0.002 以下	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	〃	0.004 以下	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	〃	0.1 以下	0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	0.04 以下	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	〃	1 以下	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	〃	0.006 以下	0.0006
	トリクロロエチレン	〃	0.01 以下	0.001
	テトラクロロエチレン	〃	0.01 以下	0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	〃	0.002 以下	0.0002
	チウラム	〃	0.006 以下	0.0006
	シマジン	〃	0.003 以下	0.0003
	チオベンカルブ	〃	0.02 以下	0.002
	ベンゼン	〃	0.01 以下	0.001
	セレン	〃	0.01 以下	0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	〃	10 以下	0.02
	ふっ素	〃	0.8 以下	0.08
	ほう素	〃	1 以下	0.1
1,4-ジオキサン	〃	0.05 以下	0.005	
特 殊 目	銅	昭和49年環境庁告示第64号(排水基準に係る検定方法)に定める方法	—	0.01
	クロム	〃	—	0.02
そ の 他 項 目	アンモニア性窒素	日本産業規格K0102の42に定める方法又はこれに準ずる方法	—	0.01
	亜硝酸性窒素	日本産業規格K0102の43.1に定める方法又はこれに準ずる方法	—	0.01
	硝酸性窒素	日本産業規格K0102の43.2に定める方法又はこれに準ずる方法	—	0.01
	燐酸性燐	日本産業規格K0102の46.1に定める方法又はこれに準ずる方法	—	0.005
	塩素イオン	日本産業規格K0102の35に定める方法又はこれに準ずる方法	—	1
備考1	基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準については、最高値とする。			
2	「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3	1,1,2-トリクロロエタンの測定方法で日本産業規格K0125の5に準ずる方法を用いる場合は、1,1,1-トリクロロエタン測定方法のうち日本産業規格K0125の5に定める方法を準用することとする。この場合、「塩素化炭化水素類混合標準液」の1,1,2-トリクロロエタンの濃度は、溶媒抽出・ガスクロマトグラフ法にあっては2µg/mL、ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ法にあっては、2mg/mLとする。			

別表3 公共用水域水質測定結果表

項目名	注意事項		項目コード
	(最小値)	(最大値)	
地点名			001
地点コード	コードxx桁		001
測定日	YYYYMMDD		002
測定時刻	数値(HHMM)		004
採取位置	コード2桁		005
採取位置コード	コード2桁		005
採取水深	数値(m)		006
調査区分	コード1桁		007
調査区分コード	コード1桁		007
調査機関	コード3桁		008
調査機関コード	コード3桁		008
採水機関	コード3桁		009
採水機関コード	コード3桁		009
分析機関	コード3桁		010
分析機関コード	コード3桁		010
天候	コード2桁		111
天候コード	コード2桁		111
気温	-99.9	99.9	112
水温	-99.9	99.9	113
流量	-99.99	99.99	116
全水深	0	500	115
透明度	0	30	120
透視度	0	30	121
色相コード	コード3桁		119
色相コード	コード3桁		119
臭気コード	コード3桁		118
臭気コード	コード3桁		118
流況コード	コード2桁		122
流況コード	コード2桁		122
pH	0	14	201
DO	0.5	999.9	202
BOD	0.5	999.9	203
COD	0.5	999.9	204
SS	1	99999	205
大腸菌群数	1.8	9.90E+99	206
全窒素	0.05	99.99	208
全磷	0.003	99.999	209
亜鉛	0.001		210
底層DO	0.5	999.9	211
かドム	0.001	100	301
全アン	0.1	100	302
鉛	0.005	100	304
六価クロム	0.02	100	305
砒素	0.005	100	306
総水銀	0.0005	100	307
アルキル水銀	0.0005	100	308
PCB	0.0005	100	309
ジクロロメタン	0.002	100	310
四塩化炭素	0.0002	100	311
1,2-ジクロロエタン	0.0004	100	312
1,1-ジクロロエチレン	0.01	100	313
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	100	314
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	100	315
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	100	316
トリクロロエチレン	0.002	100	317
テトラクロロエチレン	0.0005	100	318
1,3-ジクロロプロペン	0.0002	100	319
チウラム	0.0006	100	320
シマジン	0.0003	100	321
チオベンカルブ	0.002	100	322
ベンゼン	0.001	100	323
セレン	0.002	100	324
硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	0.01		821
ふっ素	0.08	100	407
ほう素	0.1	100	819
1,4-ジオキサン	0.005	100	824
銅	0.01		402
クロム	0.02		406
アンモニア性窒素	0.01		502
亜硝酸性窒素	0.001	100	503
硝酸性窒素	0.01	100	504
燐酸態燐	0.005		505
塩素イオン	1		506
ニルフェノール	0.00006		904
ニルフェノール異性体No.01			905
ニルフェノール異性体No.02			906
ニルフェノール異性体No.03			907
ニルフェノール異性体No.04			908
ニルフェノール異性体No.05			909
ニルフェノール異性体No.06			910
ニルフェノール異性体No.07			911
ニルフェノール異性体No.08			912
ニルフェノール異性体No.09			913
ニルフェノール異性体No.10			914
ニルフェノール異性体No.11			915
ニルフェノール異性体No.12			916
ニルフェノール異性体No.13			917
LAS	0.0006		940
C10-LAS	0.0001		941
C11-LAS	0.0001		942
C12-LAS	0.0001		943
C13-LAS	0.0001		944
C14-LAS	0.0001		945
C8-LAS	0.0001		946

参 考 資 料

1 環境基準設定水域について

(1) 河川及び湖沼

水域	名称	範 囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点(注)
伊豆 水域	伊東大川上流	八代田橋から上流の伊東大川本流	河川A	直ちに達成	S51. 1. 1	県告示第958号 S50. 11. 25	○八代田橋
	伊東大川下流	八代田橋から下流の伊東大川本流	河川B	直ちに達成	H12. 4. 1 見直し	県告示第288号 H12. 3. 28	○渚橋
	河津川	河津川本流	河川A	直ちに達成	S51. 1. 1	県告示第958号 S50. 11. 25	○館橋
	稲生沢川	稲生沢川本流	河川A	直ちに達成	S51. 1. 1	県告示第958号 S50. 11. 25	○新下田橋 落合浄水場
	青野川	青野川本流	河川A	直ちに達成	H 6. 4. 1	県告示第172号 H6. 3. 4	○加味橋 石井橋
	白田川	白田川本流	河川A	直ちに達成	H 9. 4. 1	県告示第292号 H9. 3. 25	○しらなみ橋 落合橋
鮎水 沢川域	鮎沢川	鮎沢川本流	河川A	直ちに達成	S50. 1. 1	県告示第1141号 S49. 11. 29	○県境 ○竹の下えん堤
狩野 川 水域	狩野川上流	瑞祥橋より上流	河川AA	直ちに達成	S45. 9. 1	閣議決定	○瑞祥橋
	狩野川中流	瑞祥橋から神島橋まで	河川AA	直ちに達成	H29. 4. 1 見直し	県告示第89号 H29. 2. 24	○大仁橋
	狩野川下流	神島橋より下流	河川A	直ちに達成	H21. 4. 1 見直し	県告示第11号 H21. 1. 9	千歳橋 ○徳倉橋 ○黒瀬橋
	黄瀬川上流	あゆつぼの滝から上流の黄瀬川本流	河川B	直ちに達成	H 1. 4. 1	県告示第247号 H1. 3. 22	○あゆつぼの滝
	黄瀬川下流	あゆつぼの滝から下流の黄瀬川本流	河川C	5年以内で可及的 速やかに達成	H 9. 4. 1 見直し	県告示第292号 H9. 3. 25	○黄瀬川橋
	大場川上流	出逢橋から上流の大場川本流	河川A	直ちに達成	H 2. 4. 1	県告示第192号 H2. 3. 2	○出逢橋
	大場川下流	出逢橋から下流の大場川本流	河川B	5年以内で可及的 速やかに達成	H15. 5. 1 見直し	県告示第475号 H15. 4. 25	月見橋 ○塚本橋
	来光川上流	大土肥橋から上流の来光川本流	河川A	直ちに達成	H 2. 4. 1	県告示第192号 H2. 3. 2	○大土肥橋
	来光川下流	大土肥橋から下流の来光川本流	河川A	直ちに達成	H21. 4. 1 見直し	県告示第11号 H21. 1. 9	○蛇ヶ橋
田子 の 浦 水 域	潤井川	潤井川本流	河川A	直ちに達成	H18. 4. 1 見直し	県告示第279号 H18. 3. 17	○くすのき橋 富鷹橋 ○前田橋
	沼川上流	昭和第二放水路分岐点から上流	河川C	直ちに達成	H16. 5. 1 見直し	県告示第493号 H16. 4. 20	○井出六橋
	沼川下流	昭和第二放水路分岐点から下流	河川D	直ちに達成	H11. 4. 1 見直し	県告示第276号 H11. 3. 26	清勇橋 ○沼川新橋
富士 川 水 域	富士川(4)	身延橋(山梨県)より下流	河川A	5年以内で可及的 速やかに達成	S48. 3. 31	環境庁告示第21号 S48. 3. 31	北松野 ○富士川橋
	芝川上流	横手沢橋から上流の芝川本流	河川AA	直ちに達成	H 1. 4. 1	県告示第247号 H1. 3. 22	○横手沢橋
	芝川下流	横手沢橋から下流の芝川本流	河川A	直ちに達成	H 1. 4. 1	県告示第247号 H1. 3. 22	○芝富橋
奥 駿 河 湾 水 域	巴川	巴川の河口の左岸(静岡市清水区日の出町2丁目9番地の1地先)と右岸(同市清水区清開1丁目173番地地先)を結んだ直線から上流の巴川本流	河川C	5年を超える期間で 速やかに達成	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	巴大橋 ○区境巴川橋 ○港橋
	興津川上流	八幡橋から上流の興津川本流	河川AA	直ちに達成	H29. 4. 1 見直し	県告示第89号 H29. 2. 24	○八幡橋
	興津川下流	八幡橋から下流の興津川本流	河川B	3年	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	○浦安橋

(注) 測定地点のうち、○は環境基準点(以下、同じ)

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点
静岡 水域	安倍川上流	曙橋から上流の安倍川本流	河川AA	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第1050号 S48. 11. 20	○曙橋
	安倍川下流	曙橋から下流の安倍川本流	河川AA	直ちに達成	H29. 4. 1 見直し	県告示第89号 H29. 2. 24	○安倍川橋
	藁科川	藁科川本流	河川AA	直ちに達成	H17. 5. 1 見直し	県告示第684号 H17. 4. 26	○牧ヶ谷橋
	浜川	浜川本流	河川C	直ちに達成	H14. 5. 1 見直し	県告示第442号 H14. 4. 30	○浜川新橋
	丸子川	丸子川本流	河川C	5年を超える期間で 可及的速やかに達成	H16. 5. 1	県告示第493号 H16. 4. 20	○ぺったん橋
志太 水域	瀬戸川上流	勝草橋から上流の瀬戸川本流	河川A	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第1050号 S48. 11. 20	○勝草橋
	朝比奈川上流	新横内橋から上流の朝比奈川本流	河川A	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第1050号 S48. 11. 20	○新横内橋
	瀬戸川下流 及び 朝比奈川下流	勝草橋から下流の瀬戸川本流及び新横内 橋から下流の朝比奈川本流	河川B	5年を超える期間で 速やかに達成	S49. 1. 1	県告示第1050号 S48. 11. 20	○当目大橋
	小石川	小石川本流	河川D	直ちに達成	H13. 9. 1 見直し	県告示第769号 H13. 8. 28	松葉橋 ○八雲橋
	黒石川	黒石川本流	河川C	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第1050号 S48. 11. 20	○黒石橋
	栃山川	栃山川本流	河川C	3年	S49. 1. 1	県告示第1050号 S48. 11. 20	○一色大橋
大井川 水域	大井川上流	駿遠橋より上流	河川AA	直ちに達成	S46. 5. 25	閣議決定	○下泉橋
	大井川中流	駿遠橋から大井川橋まで	河川AA	直ちに達成	H21. 4. 1 見直し	県告示第11号 H21. 1. 9	○神座
	大井川下流	大井川橋より下流	河川A	直ちに達成	H21. 4. 1 見直し	県告示第11号 H21. 1. 9	○富士見橋
榛南 小笠 水域	菊川上流	高田橋から上流の菊川本流	河川A	直ちに達成	S50. 1. 1	県告示第1141号 S49. 11. 29	加茂橋 ○高田橋
	菊川下流	高田橋から下流の菊川本流	河川B	直ちに達成	H17. 5. 1 見直し	県告示第684号 H17. 4. 26	○国安橋
	牛淵川	牛淵川本流	河川B	直ちに達成	H 2. 4. 1	県告示第192号 H2. 3. 2	堂山橋 ○鹿島橋
	萩間川	萩間川本流	河川A	直ちに達成	H29. 4. 1 見直し	県告示第89号 H29. 2. 24	○湊橋
	湯日川	湯日川本流	河川B	直ちに達成	H 4. 4. 1	県告示第187号 H4. 3. 6	○岩留橋
	坂口谷川	坂口谷川本流	河川B	5年を超える期間で 可及的速やかに達成	H 6. 4. 1	県告示第878号 H5. 10. 12	○寄子橋
	勝間田川	勝間田川本流	河川B	直ちに達成	H 6. 4. 1	県告示第878号 H5. 10. 12	○港橋
太田 川 水域	太田川上流	原野谷川合流点から上流の太田川本流	河川A	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第1050号 S48. 11. 20	○二瀬(西)橋
	太田川下流	原野谷川合流点から下流の太田川本流	河川B	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第1050号 S48. 11. 20	○豊浜橋
	原野谷川	原野谷川本流	河川A	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第1050号 S48. 11. 20	○二瀬(東)橋
	仿僧川	仿僧川本流	河川C	直ちに達成	H 9. 4. 1 見直し	県告示第292号 H9. 3. 25	ゴルフ場入口 ○東橋
	敷地川	敷地川本流	河川B	直ちに達成	H 3. 4. 1	県告示第169号 H3. 3. 5	○向笠2号橋
	逆川上流	鞍下橋から上流の逆川本流	河川A	直ちに達成	H 4. 4. 1	県告示第187号 H4. 3. 6	○鞍下橋
	逆川下流	鞍下橋から下流の逆川本流	河川C	直ちに達成	H 4. 4. 1	県告示第187号 H4. 3. 6	逆川橋 ○曙橋

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点
天竜川 水域	佐久間ダム貯水池（佐久間湖）	全域	湖沼A	直ちに達成	H15. 3. 27	環境省告示第36号 H15. 3. 27	○ガムシ付
	天竜川（4）	早木戸川合流点（長野県）から鹿島橋まで（佐久間ダム貯水池（佐久間湖）に係る部分を除く）	河川AA	直ちに達成	S47. 4. 6	環境庁告示第7号 S47. 4. 6	秋葉ダム ○鹿島橋
	天竜川（5）	鹿島橋より下流	河川AA	直ちに達成	H21. 3. 31 見直し	環境省告示第14号 H21. 3. 31	○掛塚橋
馬込川 水域	馬込川上流	茄子橋から上流の馬込川本流	河川C	直ちに達成	S48. 4. 1	県告示第162号 S48. 3. 2	○茄子橋
	馬込川下流	茄子橋から下流の馬込川本流	河川C	直ちに達成	H10. 4. 1 見直し	県告示第319号 H10. 3. 27	○白羽橋
浜名湖 水域	新川	佐鳴湖橋から新川の河口の左岸（浜松市西区坪井町字長池3, 467番地地先）と右岸（同市同区雄踏町宇布見字堀出9, 549番地の3地先）を結んだ直線までの新川本流 ^{注1}	河川C	5年を超える期間で速やかに達成	H 9. 4. 1 見直し	県告示第292号 H9. 3. 25	○志都呂橋
	伊佐地川	内山橋から上流の伊佐地川本流	河川B	3年	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	○中之谷橋
	都田川	都田川の河口の左岸（浜松市北区細江町気賀字北嶋2, 736番地地先）と右岸（同市同区同大字大鳥居5, 463番地の14地先）を結んだ直線から上流の都田川本流	河川A	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	東山橋 ○落合橋
	佐鳴湖	新川の左岸（浜松市西区富塚町字佐鳴湖19, 219番地の12）の西南端と右岸（同市同区同町同字19, 204番地の14）の東南端を結んだ直線から佐鳴湖橋までの水域 ^{注2}	湖沼B	5年を超える期間で速やかに達成	H 9. 4. 1 見直し	県告示第292号 H9. 3. 25	湖心 ○拓希橋

注1 浜松市西区雄踏町宇布見字堀出9549番地の3は、告示後の地番変更に伴い、浜松市西区雄踏一丁目102番地の1。

注2 浜松市西区富塚町字佐鳴湖19219番地の12及び19204番地の14は、告示後の地番変更に伴い、それぞれ同町同字5191番地及び5208番地の3。

(2) 海域

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点
伊豆 水域	伊豆沿岸海域	千歳川右岸（熱海市泉元門川分字山下1番地の1の1地先）から伊豆大瀬崎灯台（北緯35度1分6秒、東経138度47分30秒）に至る陸岸の地先海域	海域A	直ちに達成	S51. 1. 1	県告示第958号 S50. 11. 25	○神奈川県境沖 ○熱海港中央 ○網代港中央 ○網代港沖 ○伊東港中央 ○稲取港中央 ○下田港中央 ○妻良港中央 ○松崎港中央 ○土肥港中央 ○戸田港中央
奥駿河 湾水域	田子の浦港	田子の浦港東防波堤先端と西防波堤の先端を結ぶ線の中央を中心として南方に向かって描く半径700mの円弧及び陸岸により囲まれた海域	海域C	5年以内で可及的速やかに達成	S46. 5. 25	閣議決定	○C-1 ○C-2 ○C-3
	田子の浦地先海域(甲)	田子の浦港東防波堤先端と西防波堤の先端を結ぶ線の中央を中心として南方に向かって描く半径1,700mの円弧及び陸岸により囲まれた海域であって田子の浦港に係る部分を除いたもの	海域B	5年以内で可及的速やかに達成	S46. 5. 25	閣議決定	○B-1 ○B-2 ○B-3
	田子の浦地先海域(乙)	富士川河口左岸から昭和第二放水路河口右岸に至る陸岸の地先海域であって田子の浦港及び田子の浦地先海域(甲)に係る部分を除いたもの	海域A	5年以内で可及的速やかに達成	S46. 5. 25	閣議決定	○A-1 ○A-2 ○A-3
	奥駿河湾	清水灯台（北緯35度0分24秒、東経138度32分0秒）と伊豆大瀬崎灯台（北緯35度1分6秒、東経138度47分30秒）を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域のうち、清水港昭和46年5月25日閣議決定により定められた田子の浦港、田子の浦地先海域(甲)及び田子の浦地先海域(乙)並びに沼津港外港及びその前面海域を除く海域	海域A	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	○富士川沖 ○由比川沖 ○I. B. P ○田子の浦沖 ○原町沖 ○志下沖 ○狩野川河口沖

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点
奥駿河湾水域	清水港	清水真崎灯台(北緯35度1分0秒,東経138度31分6秒)と清水港興津防波堤灯台(北緯35度2分6秒,東経138度31分6秒)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	○江尻埠頭中
	沼津港外港及びその前面海域	狩野川の右岸側の導流堤(沼津市本字千本港口1,901番地の27地先)の先端を中心とする半径500mの円弧、沼津港外港の埠頭及び陸岸により囲まれた海域	海域B	5年	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	○沼津新港 前面海域
西駿河湾水域	用宗漁港	東防波堤(静岡市駿河区広野2,261番地の4地先)同防波堤南端と西防波堤(同市同区用宗1,941番地の5地先)計画されているものを含む)南端を結んだ直線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第1050号 S48. 11. 20	○用宗漁港中央
	西駿河湾	清水灯台から御前崎灯台(北緯34度35分33秒,東経138度13分44秒)に至る陸岸の地先海域のうち、用宗漁港、焼津漁港及び大井川港を除く海域	海域A	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第1050号 S48. 11. 20	○久能沖 ○高松沖 ○石部沖 ○焼津漁港中 ○板山沖 ○勝間田沖 ○御前崎港中央
	焼津漁港	焼津地区外港第1埠頭護岸(焼津市中港町1,219番地地先)東端と沖南防波堤(計画されているものを含む)北端を結んだ直線、同防波堤、同防波堤南端と小川地区南防波堤(同市石津字浜河原2,245番地の56地先)北端を結んだ直線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第1050号 S48. 11. 20	○焼津漁港 焼津地区港中央 ○焼津漁港 小川地区港中央
	大井川港	北防波堤(焼津市利右衛門地先)同防波堤東端と南防波堤(同市飯淵地先)計画されているものを含む)東端を結んだ直線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第1050号 S48. 11. 20	○大井川港中央
遠水州灘域	遠州灘	御前崎灯台から静岡県と愛知県の境界である陸岸の地点(湖西市白須賀字宿南2,336番地地先)に至る陸岸の地先海域	海域A	直ちに達成	S50. 1. 1	県告示第1141号 S49. 11. 29	○新開川沖 ○菊川沖 ○太田川沖 ○駒込川沖 ○浜名湖沖 ○愛知県境沖
浜名湖水域	浜名湖	今切口の東導流堤の基部(浜松市西区舞阪町舞阪官有無番地)と西導流堤の基部(湖西市新居町大字新居官有無番地)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域のうち、鷺津湾、松見ヶ浦、猪鼻湖、奥庄内湖及び宇布見湾を除く海域	海域A	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	湖口 ○湖心 ○新所 ○新所 ○新所 ○新所 ○新所 ○新所
	鷺津湾	湖西市新所字女河浦5,962番地の10地先の堤塘敷の東端と同市鷺津字大畑ヶ2,503番地の30地先の堤塘敷の北西端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	○鷺津
	松見ヶ浦	洲ノ鼻の南端(湖西市利木字スノハナ499番地の2地先)と松見ヶ浦養殖場の網仕切の南端(同市入出字高山874番地の1地先)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	○松見ヶ浦
	猪鼻湖	瀬戸橋及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	○猪鼻湖
	奥庄内湖	浜松市西区白洲町字村上3,834番地の1の堤塘敷の南端と同市同区古人見町3,003番地地先の堤塘敷の東北端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	○白洲
	宇布見湾	新川の河口の左岸(浜松市西区坪井町字長池3,467番地地先)と右岸(同市同区雄踏町宇布見字堀出9,549番地の3地先)を結んだ直線、同市同区同大字字曾祢地先の埋立地の西端(同市同区同大字字曾祢9,201番地の47の西端から護岸堤防に沿って西へ約480mの地点)と同市同区舞阪町舞阪字十王2,699番地の堤塘敷の北西端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域 ^{注1}	海域B	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	○塩田

注1 浜松市西区雄踏町宇布見字堀出9549番地の3は、告示後の地番変更に伴い、浜松市西区雄踏一丁目102番地の1。

(3) 全窒素及び全燐に係る環境基準の類型

水域	類型	環境基準	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点
浜名湖(イ) (別記1の水域)	海域Ⅱ	全窒素 0.3 mg/L 以下 全燐 0.03 mg/L 以下	段階的に暫定目標を達成しつつ、 環境基準の可及的速やかな達成に 努める。	H 9. 4. 1	県告示第 291 号 H 9. 3. 25	○新居 ○新場
浜名湖(ロ) (別記2の水域)	海域Ⅲ	全窒素 0.6 mg/L 以下 全燐 0.05 mg/L 以下	直ちに達成	H 9. 4. 1	県告示第 291 号 H 9. 3. 25	○湖心 ○新所 ○猪鼻湖
浜名湖(ハ) (別記3の水域)	海域Ⅲ	全窒素 0.6 mg/L 以下 全燐 0.05 mg/L 以下	段階的に暫定目標を達成しつつ、 環境基準の可及的速やかな達成に 努める。	H 9. 4. 1	県告示第 291 号 H 9. 3. 25	○白洲 ○雄踏
佐久間ダム貯水池 (佐久間湖)	湖沼Ⅳ (全窒素 を除く)	全燐 0.05 mg/L 以下	直ちに達成	H15. 3. 27	環境省告示第36号 H15. 3. 27	○ダムサイト

(備考) 暫定目標 (平成 13 年度) 浜名湖(イ) 全燐 0.032mg/L、浜名湖(ハ) 全燐 0.069mg/L

別記

1 (浜名湖(イ))

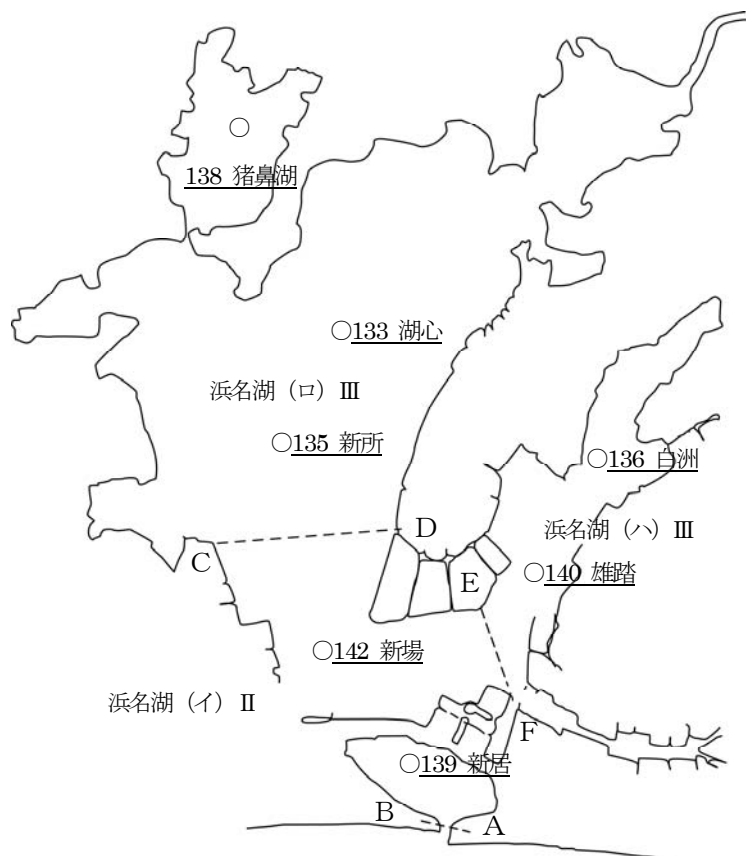
今切口の東導流堤の基部(浜松市西区舞阪町舞阪(A)と今切口の西導流堤の基部(湖西市新居町新居(B)を結んだ直線、富士紡三角点(湖西市鷺津(C)と御産橋の南端(浜松市西区村楯町(D)を結んだ直線、浜松市西区村楯町字臨海 5534 番地の東南端(E)と浜松市西区舞阪町舞阪字十王 2697 番地 1 の北端(F)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域

2 (浜名湖(ロ))

富士紡三角点(湖西市鷺津(C)と御産橋の南端(浜松市西区村楯町(D)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域

3 (浜名湖(ハ))

浜松市西区村楯町字臨海 5534 番地の東南端(E)と浜松市西区舞阪町舞阪字十王 2697 番地 1 の北端(F)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域



(4) 水生生物に係る環境基準の類型

ア 河川及び湖沼

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点(注)
伊豆 水域	伊東大川上流	八代田橋から上流の伊東大川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○八代田橋
	伊東大川下流	八代田橋から下流の伊東大川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○渚橋
	河津川	河津川本流	生物A	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○館橋
	稲生沢川	稲生沢川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○新下田橋 落合浄水場
	青野川	青野川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○加味橋 石井橋
	白田川	白田川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○しらなみ橋 落合橋
鮎沢 川域	鮎沢川	鮎沢川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○県境 ○竹の下えん堤
狩野 川 水域	狩野川上流	瑞祥橋より上流	生物A	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○瑞祥橋
	狩野川中流	瑞祥橋から神島橋まで	生物A	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○大仁橋
	狩野川下流	神島橋より下流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	千歳橋 ○徳倉橋 ○黒瀬橋
	黄瀬川上流	あゆつぼの滝から上流の黄瀬川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○あゆつぼの滝
	黄瀬川下流	あゆつぼの滝から下流の黄瀬川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○黄瀬川橋
	大場川上流	出逢橋から上流の大場川本流	生物A	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○出逢橋
	大場川下流	出逢橋から下流の大場川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	月見橋 ○塚本橋
	来光川上流	大土肥橋から上流の来光川本流	生物A	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○大土肥橋
	来光川下流	大土肥橋から下流の来光川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○蛇ヶ橋
田子 の 浦 水 域	潤井川	潤井川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○くすのき橋 富鷹橋 ○前田橋
	沼川上流	昭和第二放水路分岐点から上流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○井出六橋
	沼川下流	昭和第二放水路分岐点から下流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	清勇橋 ○沼川新橋
富士 川 水 域	富士川下流	笛吹川合流点(山梨県)より下流	生物B	直ちに達成	H21. 11. 30	環境省告示 80 号 H21. 11. 30	北松野 ○富士川橋
	芝川上流	横手沢橋から上流の芝川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○横手沢橋
	芝川下流	横手沢橋から下流の芝川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○芝富橋
奥 駿 河 湾 水 域	巴川	巴川の河口の左岸(静岡市清水区日の出町 2 丁目 9 番地の 1 地先)と右岸(同市清水区 清開 1 丁目 173 番地地先)を結んだ直線から上流の巴川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	巴大橋 ○区境巴川橋 ○港橋
	興津川上流	八幡橋から上流の興津川本流	生物A	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○八幡橋
	興津川下流	八幡橋から下流の興津川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○浦安橋

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点
静岡 水域	安倍川上流	曙橋から上流の安倍川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○曙橋
	安倍川下流	曙橋から下流の安倍川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○安倍川橋
	藁科川	藁科川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○牧ヶ谷橋
	浜川	浜川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○浜川新橋
	丸子川	丸子川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○ぺったん橋
志太 水域	瀬戸川上流	勝草橋から上流の瀬戸川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○勝草橋
	朝比奈川上流	新横内橋から上流の朝比奈川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○新横内橋
	瀬戸川下流 及び 朝比奈川下流	勝草橋から下流の瀬戸川本流及び新横内 橋から下流の朝比奈川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○当目大橋
	小石川	小石川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	松葉橋 ○八雲橋
	黒石川	黒石川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○黒石橋
	栴山川	栴山川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○一色大橋
大井 川 水域	大井川上流	駿遠橋より上流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○下泉橋
	大井川中流	駿遠橋から大井川橋まで	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○神座
	大井川下流	大井川橋より下流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○富士見橋
榛南 小笠 水域	菊川上流	高田橋から上流の菊川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	加茂橋 ○高田橋
	菊川下流	高田橋から下流の菊川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○国安橋
	牛淵川	牛淵川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	堂山橋 ○鹿島橋
	萩間川	萩間川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○湊橋
	湯日川	湯日川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○岩留橋
	坂口谷川	坂口谷川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○寄子橋
	勝間田川	勝間田川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○港橋
太田 川 水域	太田川上流	原野谷川合流点から上流の太田川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○二瀬橋
	太田川下流	原野谷川合流点から下流の太田川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○豊浜橋
	原野谷川	原野谷川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○二瀬東橋
	仿僧川	仿僧川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	ゴルフ場入口 ○東橋
	敷地川	敷地川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○向笠 2 号橋
	逆川上流	鞍下橋から上流の逆川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○鞍下橋
	逆川下流	鞍下橋から下流の逆川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	逆川橋 ○曙橋

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点
天竜川 水域	佐久間ダム貯水池(佐久間湖)	全域	湖沼生物 A	直ちに達成	H21. 11. 30	環境省告示 80 号 H21. 11. 30	○ガムシト
	天竜川上流	鹿島橋より上流(佐久間ダム貯水池(佐久間湖)に係る部分を除く)	生物A	直ちに達成	H21. 11. 30	環境省告示 80 号 H21. 11. 30	秋葉ダム ○鹿島橋
	天竜川下流	鹿島橋より下流	生物B	直ちに達成	H21. 11. 30	環境省告示 80 号 H21. 11. 30	○掛塚橋
馬込川 水域	馬込川上流	茄子橋から上流の馬込川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○茄子橋
	馬込川下流	茄子橋から下流の馬込川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○白羽橋
浜名湖 水域	新川	佐鳴湖橋から新川の河口の左岸(浜松市西区坪井町字長池3, 467 番地地先)と右岸(同市同区雄踏一丁目 102 番地の 1 地先)を結んだ直線までの新川本流 ^{注1}	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○志都呂橋
	伊佐地川	内山橋から上流の伊佐地川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○中之谷橋
	都田川	都田川の河口の左岸(浜松市北区細江町気賀字北嶋2, 736 番地地先)と右岸(同市同区同大字字大鳥居5, 463 番地の 14 地先)を結んだ直線から上流の都田川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	東山橋 ○落合橋
	佐鳴湖	新川の左岸(浜松市西区富塚町字佐鳴湖5, 191 番地)の西南端と右岸(同市同区同町同字5, 208 番地の 3)の東南端を結んだ直線から佐鳴湖橋までの水域	湖沼生物 B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	湖心 ○拓希橋

イ 海域

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日 など	測定地点
浜名湖 水域	浜名湖①	浜名湖(全域。ただし、浜名湖②に係る部分を除く。)	生物A	直ちに達成	H28. 4. 1	県告示第 240 号 H28. 3. 1	○湖心 ○松見ヶ浦 ○猪鼻湖
	浜名湖②	今切口の東導流堤の基部(浜松市西区舞阪町舞阪)(a)と今切口の西導流堤の基部(湖西市新居町新居)(b)を結んだ直線、富士紡三角点(湖西市鷺津)(c)と鳥冠岩三角点(浜松市西区箱山寺町)(g)を結んだ直線と御産橋の南端(浜松市西区村櫛町)(d)と正太寺鼻の東端(湖西市入出)(e)を結んだ直線の交点(f)と正太寺鼻の東端(e)を結んだ直線、同交点(f)と鳥冠岩三角点(g)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	生物特A	直ちに達成	H28. 4. 1	県告示第 240 号 H28. 3. 1	○新所 ○新居 ○新場 ○鷺津 ○白洲 ○塩田



2 生活環境の保全に関する環境基準について

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下	水域 類型 ごと に指 定す る水 域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L 以上	—	

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温を好む水生生物 及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	水域 類型 ごと に指 定す る水 域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生 生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場と して特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に 掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子 の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	

(2) 湖沼

(天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が 4 日間以上の人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN /100mL 以下	水域 類型 ごと に指 定す る水 域
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下	
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—	

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当 水域
		全窒素	全リン	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	水域 類型 ごと に指 定す る水 域
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及び Ⅳ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	水域 類型 ごと に指 定す る水 域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	

(注) 基準値は、年間平均値とする。

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値		該当 水域
		底層溶存酸素量		
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上		水域類型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上		
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上		

(3) 海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	
A	水産 1 級水浴、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下	検出されないこと。	水域類型ごとに指定する水域
B	水産 2 級工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されないこと。	
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—	

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当 水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	水域類型ごとに指定する水域
II	水産 1 種水浴及び III 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
III	水産 2 種及び IV の欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
IV	水産 3 種工業用水生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下	

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上	水域類型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	

Ⅱ 地下水の水質測定計画

令和3年度 地下水の水質測定計画

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項及び第2項の規定により、静岡県の区域に属する地下水の水質の状況を測定するための必要な事項を定めたものである。

2 測定期間

令和3年4月から令和4年3月までとする。

3 測定地点

(1) 環境モニタリング

地点選定方法は以下のとおりで、測定地点の詳細は別表1、位置図は別図1のとおりである。

測定機関	地点選定方法
国土交通省	継続的な水質の状況を把握するため1地点で実施する。
静岡県	県域を10kmメッシュに区切り、その各メッシュ内を2年に1度、1地点以上で選定する（別図1）。 選定に当たっては、10kmメッシュを更に4分割し、8年間で時計回りに一巡するローリング方式とする（令和2年度は左下のサブメッシュ）。
静岡市	県が定めた10kmメッシュ（別図1）を参考とし、原則としてそのメッシュ内の1地点以上で選定する。 選定に当たっては、市街地から重点的に選定する。
浜松市	県が定めた10kmメッシュ（別図1）を参考に、人口密度の高いメッシュは調査頻度を高く設定し、おおむね4年間で一巡するローリング方式とする。
沼津市	県が定めた10kmメッシュ（別図1）を参考とするが、各メッシュに含まれる市域の面積に偏りがあるため、居住地の多いメッシュは調査頻度を高く設定し、おおむね4年間で一巡するローリング方式とする。
富士市	県が定めた10kmメッシュ（別図1）を参考とし、原則としてそのメッシュ内の1地点以上で選定する。 選定に当たっては、市街地から重点的に選定する。

(2) 定点モニタリング

これまでの調査で地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年3月13日付け環境庁告示第10号。以下「環境基準」という。）を超過した地域で、継続的な水質の状況を把握するために汚染地点及び対照地点（非汚染）で実施する。

測定地区の変更は以下のとおりで、測定地点の詳細は別表1、位置図は別図2のとおりである。

測定機関	R2年度 地区数	R3年度 地区数	増減	地区数変更の内容
静岡県	17	17		
静岡市	4	4		
浜松市	6	7	1地区増	浜松市平口
沼津市	4	4		
富士市	3	3		
計	34	35		

(3) 汚染井戸周辺調査

環境モニタリングの結果等で、環境基準を超える汚染が新たに判明した場合に、汚染範囲等を確認するために実施する。

4 測定項目

(1) 環境モニタリング

地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目のうち、PCB、アルキル水銀を除く 26 項目とする。

(2) 定点モニタリング

これまでの調査で環境基準を超過した項目等とする。

(3) 汚染井戸周辺調査

これまでの調査で環境基準を超過した項目等とする。

5 測定方法

原則として別表 2 に掲げる方法によるものとする。

6 測定回数

別表 1 に記載された回数を測定する。

7 測定機関

国土交通省、静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、富士市の 6 機関で実施する。

8 測定結果報告

測定結果の報告は、別表 3 の様式により翌月の 20 日までに静岡県知事へ報告するものとする。ただし、環境基準を超える測定結果が得られたときは、速やかに静岡県知事に連絡するものとする。

9 公表

水質汚濁防止法第 17 条の規定により、測定結果を年 1 回以上公表するものとする。

10 その他

この計画に定めのない事項については、各測定機関が協議の上、別に定めるものとする。

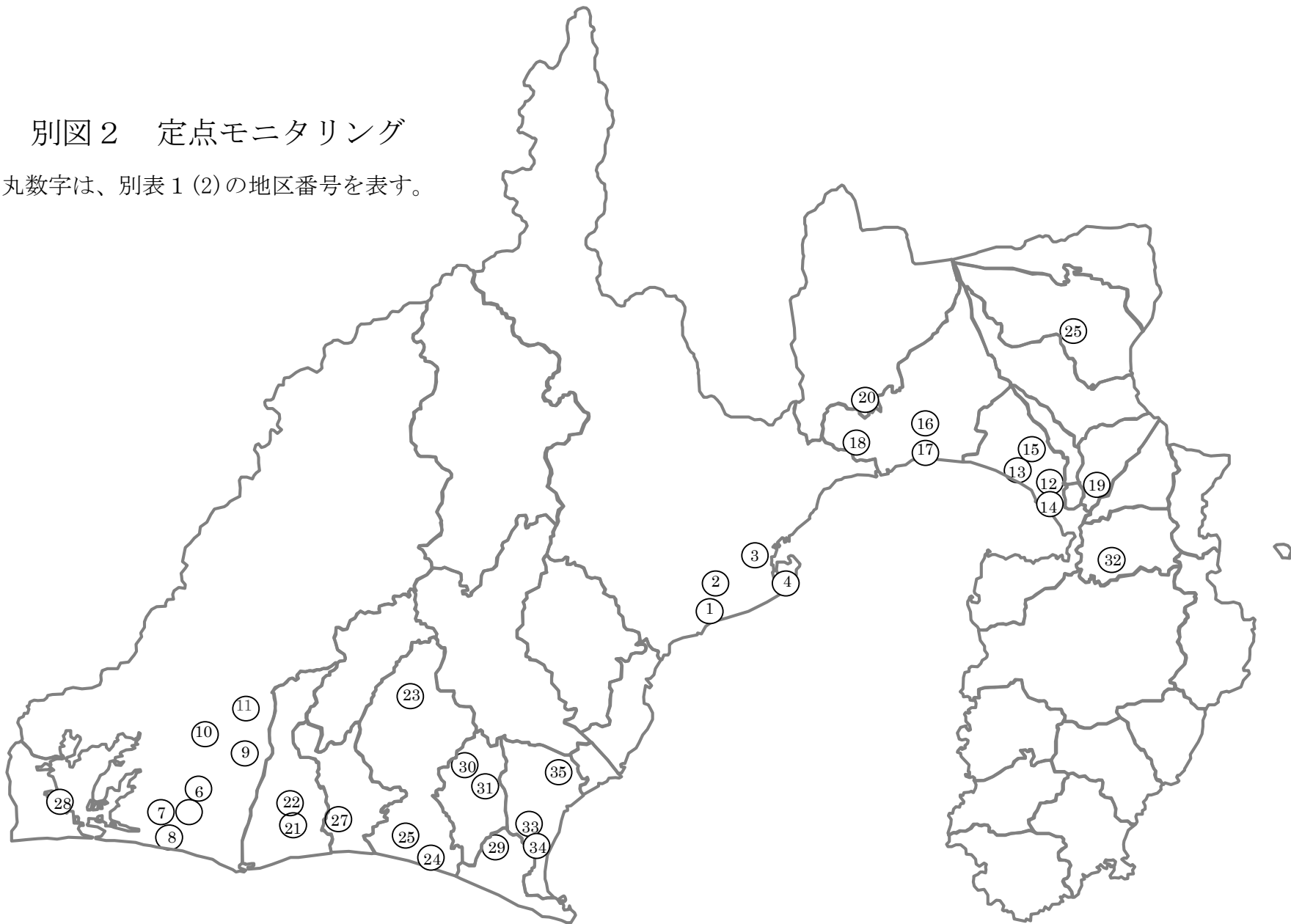
令和3年度 地下水の水質測定計画総括表

() 県実施分

調査区分	測定地点数	検体数	調査担当機関
環境モニタリング	38 (17)	988 (442)	国土交通省、静岡県、 静岡市、浜松市、 沼津市、富士市
定点モニタリング	124 (61)	295 (80)	静岡県、静岡市、 浜松市、沼津市、 富士市
計	162 (78)	1,283 (522)	

別図2 定点モニタリング

丸数字は、別表1(2)の地区番号を表す。



別表 1

令和3年度 地下水の水質測定計画

(1)環境モニタリング

区域番号	地点名	調査担当機関	測定内容
A-2	湖西市吉美	静岡県	測定回数 1回/年
A-3	浜松市北区三ヶ日町鶴代	浜松市	測定項目 下記26項目
B-2	浜松市西区大平台四丁目	浜松市	カドミウム、全シアン、鉛
B-2	浜松市中区文丘町	浜松市	六価クロム、砒素、総水銀
B-3	浜松市中区高丘西一丁目	浜松市	ジクロロメタン、四塩化炭素
B-3	浜松市北区細江町気賀	浜松市	クロロエチレン、
C-2	浜松市南区新貝町	浜松市	1,2-ジクロロエタン
C-2	浜松市南区東町	国土交通省	1,1-ジクロロエチレン
C-3	浜松市東区小池町	浜松市	1,2-ジクロロエチレン
C-3	浜松市浜北区善地	浜松市	1,1,1-トリクロロエタン
C-4	浜松市天竜区渡ヶ島	浜松市	1,1,2-トリクロロエタン
D-3	袋井市友永	静岡県	トリクロロエチレン
D-4	浜松市天竜区横川	浜松市	テトラクロロエチレン
D-5	浜松市天竜区春野町堀之内	浜松市	1,3-ジクロロプロペン
D-6	浜松市天竜区春野町川上	浜松市	チウラム、シマジン
E-2	菊川市中内田	静岡県	チオベンカルブ
E-4	静岡県掛川市黒俣	静岡県	ベンゼン、セレン
F-1	牧之原市笠名	静岡県	硝酸性及び亜硝酸性窒素
F-3	島田市金谷根岸町	静岡県	ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

区域番号	地点名	調査担当機関	測定内容
G-4	藤枝市上当間	静岡県	測定回数 1回/年
G-5	静岡市葵区牧ヶ谷	静岡市	測定項目 下記26項目
G-6	静岡市葵区足久保口組	静岡市	カドミウム、全シアン、鉛
G-8	静岡市葵区梅ヶ島	静岡市	六価クロム、砒素、総水銀
H-5	静岡市葵区駿府町	静岡市	ジクロロメタン、四塩化炭素
I-8	富士宮市大鹿窪	静岡県	クロロエチレン、
I-10	富士宮市麓	静岡県	1,2-ジクロロエタン
J-7	富士市川成島	富士市	1,1-ジクロロエチレン
J-8	富士市吉原宝町	富士市	1,2-ジクロロエチレン
J-9	富士宮市山宮	静岡県	1,1,1-トリクロロエタン
K-4	伊豆市土肥	静岡県	1,1,2-トリクロロエタン
K-7	沼津市平沼	沼津市	トリクロロエチレン
L-1	下田市吉佐美	静岡県	テトラクロロエチレン
L-3	河津町梨本	静岡県	1,3-ジクロロプロペン
L-5	伊豆市熊坂	静岡県	チウラム、シマジン
L-7	三島市佐野	静岡県	チオベンカルブ
L-7	沼津市大岡	沼津市	ベンゼン、セレン
L-9	御殿場市新橋	静岡県	硝酸性及び亜硝酸性窒素
M-4	伊豆市地藏堂	静岡県	ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
計	38 地点		延べ 988 検体

(2) 定点モニタリング

地区番号	市町名	地区名	地点区分		測定内容		調査担当機関
			汚染	対照	回数	項目	
1	静岡市	新川	○		1	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	静岡市
				○	1		
2	静岡市	古庄	○		1	砒素	静岡市
				○	1		
3	静岡市	七ツ新屋	○		1	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	静岡市
			○		1		
				○	1		
4	静岡市	三保	○		1	四塩化炭素 トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	静岡市
				○	1		
				○	1		
5	浜松市	北部	○		1	クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	浜松市
			○		1		
				○	1		
				○	1		
				○	1		
6	浜松市	曳馬	○		1	クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	浜松市
				○	1		
				○	1		
7	浜松市	高塚	○		1	クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン ふっ素 ほう素	浜松市
			○		1		
				○	1		
				○	1		
8	浜松市	小沢渡	○		1	クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	浜松市
				○	1		
				○	1		
9	浜松市	小松	○		1	全シアン 六価クロム クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	浜松市
			○		1		
				○	1		
				○	1		
				○	1		
10	浜松市	三方原	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	浜松市
			○		1		
			○		1		
			○		1		
			○		1		
				○	1		
11	浜松市	平口	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	浜松市
				○	1		
				○	1		
12	沼津市	大岡	○		1	1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	沼津市
				○	1		
				○	1		

地区番号	市町名	地区名	地点区分		回数	測定内容 項目	調査担当機関
			汚染	対照			
13	沼津市	沼津駅周辺	○		1	1,1,1-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	沼津市
				○	1		
				○	1		
14	沼津市	下香貫	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	沼津市
				○	1		
				○	1		
15	沼津市	足高	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	沼津市
				○	1		
				○	1		
				○	1		
16	富士市	柳島	○		1	1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	富士市
				○	1		
				○	1		
17	富士市	鮫島	○		1	1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン	富士市
				○	1		
				○	1		
18	富士市	中之郷	○		1	四塩化炭素 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	富士市
			○		1		
				○	1		
				○	1		
19	三島市	中郷	○		1	六価クロム	静岡県
				○	1		
				○	1		
				○	1		
20	富士宮市	貫戸	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	静岡県
				○	1		
				○	1		
21	磐田市	東貝塚	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	静岡県
				○	1		
				○	1		
22	磐田市	富丘	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	静岡県
				○	1		
				○	1		
23	掛川市	大和田	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	静岡県
				○	1		
				○	1		
24	掛川市	国安	○		1	砒素	静岡県
			○		1		
				○	1		
25	掛川市	大淵	○		1	ふっ素	静岡県
				○	1		
				○	1		
26	御殿場市	杉名沢	○		1	クロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	静岡県
				○	1		
				○	1		

地区番号	市町名	地区名	地点区分		測定内容		調査担当機関
			汚染	対照	回数	項目	
27	袋井市	南部	○		1	砒素	静岡県
			○		1		
				○	1		
28	湖西市	鷺津・吉美	○		1	1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	静岡県
			○		1		
				○	1		
				○	1		
				○	1		
29	御前崎市	上朝比奈・新野	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	静岡県
			○		1		
			○		1		
			○		1		
				○	1		
				○	1		
				○	1		
				○	1		
30	菊川市	本所	○		1	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	静岡県
				○	1		
				○	1		
31	菊川市	牛淵・小沢・神尾	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	静岡県
			○		1		
				○	1		
				○	1		
32	伊豆の国市	神島	○		1	砒素	静岡県
				○	1		
				○	1		
33	牧之原市	菅ヶ谷	○		1	砒素	静岡県
				○	1		
				○	1		
34	牧之原市	鬼女新田	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	静岡県
				○	1		
				○	1		
35	牧之原市	静波	○		1	テトラクロロエチレン	静岡県
				○	1		
				○	1		
計	15市町	35地区			124地点	延べ 295 検体	静岡県 61地点 80検体 静岡市 10地点 21検体 浜松市 30地点 120検体 沼津市 13地点 43検体 富士市 10地点 31検体

(注) 汚染：環境基準を超過した地区の代表的な地点
対照：環境基準を超過した地区の下流部で汚染の広がりを監視する地点

別表2

地下水の水質測定

項 目	環境基準値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102 の55.2、55.3 又は55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102 の38.1.2（規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2 に定める方法、規格K0102 の38.1.2 及び38.3 に定める方法、規格K0102の38.1.2 及び38.5 に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格K0102 の65.2（規格K0102の65.2.7を除く。）に定める方法
砒素	0.01mg/L 以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	平成9年3月環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102 の43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102 の43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格K0102 の34.1（規格K0102 の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてはハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200m lに硫酸10m l、りん酸60m l及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250m lを混合し、水を加えて1,000m lとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102 の34.1.1c）（注（2）第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサソ	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法
備考		
		<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 の43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259 を乗じたものと規格K0102 の43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

別表3

地下水の水質測定結果表

調査担当機関名 (分析担当機関名)		()			
調査区分		環境モニタリング		定点モニタリング	
区域番号又は地区番号					
井戸所在地					
井戸名					
井戸の 言	井戸深度(m)				
	浅井戸深井戸の別 用途	浅井戸	湧水	深井戸	
		水道水源	一般飲用	生活用	工業用 その他
採水年月日				環境基準値	報告下限値
水温(°C)				(mg/L)	(mg/L)
環	カドミウム			0.003 以下	0.0003
	全シアン			検出されないこと	0.1
境	鉛			0.01 以下	0.005
	六価クロム			0.05 以下	0.02
基	砒素			0.01 以下	0.005
	総水銀			0.0005 以下	0.0005
準	ジクロロメタン			0.02 以下	0.002
	四塩化炭素			0.002 以下	0.0002
項	クロロエチレン			0.002 以下	0.0002
	1,2-ジクロロエタン			0.004 以下	0.0004
目	1,1-ジクロロエチレン			0.1 以下	0.01
	1,2-ジクロロエチレン			0.04 以下	0.004
	シス-1,2-ジクロロエチレン			—	0.002
	トランス-1,2-ジクロロエチレン			—	0.002
	1,1,1-トリクロロエタン			1 以下	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン			0.006 以下	0.0006
	トリクロロエチレン			0.01 以下	0.001
	テトラクロロエチレン			0.01 以下	0.0005
	1,3-ジクロロプロペン			0.002 以下	0.0002
	チウラム			0.006 以下	0.0006
	シマジン			0.003 以下	0.0003
	チオベンカルブ			0.02 以下	0.002
	ベンゼン			0.01 以下	0.001
	セレン			0.01 以下	0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			10 以下	0.02
	硝酸性窒素			—	0.01
	亜硝酸性窒素			—	0.01
	ふっ素			0.8 以下	0.08
	ほう素			1 以下	0.1
	1,4-ジオキサン			0.05 以下	0.005

注1 濃度単位は全てmg/Lとする。

注2 データの記載方法：報告下限値未満はNDと記載しないこと。

(例：<0.001又は0.001未満と記載する。)

注3 濃度の有効数字は2桁とし、3桁目を切り捨てる。

(例：報告下限値0.001の場合：0.0123→0.012)

令和3年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-2253

FAX 054-221-3665